

文 教 委 員 会

議 録 第 五 号

平成四年四月十五日(水曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 伊藤 公介君

理事 木村 義雄君

理事 中山 成彬君

理事 沢藤 礼次郎君

理事 鍛冶 清君

理事 逢沢 一郎君

理事 岩屋 毅君

理事 河村 建夫君

理事 塩谷 立君

理事 船田 元君

理事 興石 東君

理事 仙谷 由人君

理事 山元 勉君

理事 矢追 秀彦君

理事 柳田 稔君

出席國務大臣

文 部 大 臣 鳩山 邦夫君

出席政府委員

文 部 大 臣 官 房 長 野崎 弘君

文 部 大 臣 官 房 會 計 課 長 泊 龍雄君

文 部 省 高 等 教 育 局 長 前畑 安宏君

文 部 省 高 等 教 育 局 私 學 部 長 奥田 與志清君

文 部 省 学 術 國 際 局 長 長谷川 善一君

文 部 省 体 育 局 長 逸見 博昌君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 乾 文男君

文教委員会調査室長 福田 昭昌君

議 録 第 五 号

委員の異動

四月十五日

辞任

宇都宮真由美君

永末 英一君

同日

辞任

仙谷 由人君

柳田 稔君

補欠選任

仙谷 由人君

柳田 稔君

同日

補欠選任

宇都宮真由美君

永末 英一君

四月七日

小・中・高三十五人以下学級の實現と私学助成の抜本的改善に関する請願(串原義直君紹介)(第九一四号)

同(北沢清功君紹介)(第九一五号)

同(清水勇君紹介)(第九一六号)

同(堀込征雄君紹介)(第九一七号)

同(木島日出夫君紹介)(第九一八号)

私学助成の大幅増額、三十五人学級の實現に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第九一八号)

幼稚園の学級定数の改善等に関する請願(沢藤礼次郎君紹介)(第九一九号)

同(土井たか子君紹介)(第九二〇号)

同(児玉健次君紹介)(第九二七号)

同(網岡雄君紹介)(第一〇二七号)

同(清水勇君紹介)(第一〇二八号)

同(田中昭一君紹介)(第一〇二九号)

三十五人学級の早期實現、私学助成の増額と拡充に関する請願(田中恒利君紹介)(第九二二号)

小・中・高校の三十五人学級實現、私学助成大幅拡充など教育諸条件改善に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第一〇六五号)

学級規模縮小、私学助成拡充、障害児教育の充実に関する請願(山花貞夫君紹介)(第一〇六六号)

同日

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

同(外口玉子君紹介)(第一二二九号)

同(古堅美吉君紹介)(第一二二八号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山元勉君。

○山元委員 私は、ただいま議題となりました法案について、現今の大学が置かれている状況から考えて、社会の要請により正しくこたえていく大学づくり、そういう観点から本法案に賛成する立場に立ちます。しかし、幾つかの明らかにおききたい点や求めておきたい点がございますので、申し上げていきたいというふうに思います。

最初に、神戸大学の教養部と教育学部を国際化学部及び発達科学部に改組することについてお尋ねをいたします。

提案理由では、簡単に、「各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として」とだけあり、もう少し詳しく、この必要性、そして目的とするところをお述べいただきたいと思っております。

○前畑政府委員 ただいま御指摘ございましたように、神戸大学では、教養部と教育学部を合わせた改組いたしました、国際化学部及び発達科学部というものを設置する、こういうことでございます。

御案内かと思いますが、かねてから神戸大学では一般教育のあり方を含めた教養部改革というものについて検討を重ねてまいっております。また教育学部につきましても、御案内のとおり、近年の児童数の減少に伴う教員就職者の過剰という実態をもとにいたしまして、その改革について教養部改革と連動をさせて検討してきたところでございます。

教養部と教育学部と申しますのは、御案内と思いますが、かなり幅広い分野の専門の教員の方々が集まっております。

御案内かと思いますが、かねてから神戸大学では一般教育のあり方を含めた教養部改革というものについて検討を重ねてまいっております。また教育学部につきましても、御案内のとおり、近年の児童数の減少に伴う教員就職者の過剰という実態をもとにいたしまして、その改革について教養部改革と連動をさせて検討してきたところでございます。

教養部と教育学部と申しますのは、御案内と思いますが、かなり幅広い分野の専門の教員の方々が集まっております。

御案内かと思いますが、かねてから神戸大学では一般教育のあり方を含めた教養部改革というものについて検討を重ねてまいっております。また教育学部につきましても、御案内のとおり、近年の児童数の減少に伴う教員就職者の過剰という実態をもとにいたしまして、その改革について教養部改革と連動をさせて検討してきたところでございます。

教養部と教育学部と申しますのは、御案内と思いますが、かなり幅広い分野の専門の教員の方々が集まっております。

ので、それを生かしながら新しい学部構想を立てつつ一般教育の改善を図る、こういうのがねらいでございます。

新しい学部についてる申し上げますことは差し控えていただきますが、一般教育の改革というものが基本的な検討の理念でございますので、従来の教養部という組織ではなくて学部としての組織になりますので、そこでの専門的な教育内容を全学的な一般教育に役立てていこう、こういうふうな構想でございます。全体として、全学がそれぞれの学部で四年一貫のカリキュラムを責任を持ってつくる、そして、その中で所要の授業科目について発達科学部あるいは国際文化学部の授業科目を履習する、これによって一般教育の充実及び専門教育の充実を期そう、こういう趣旨のものでございます。

○山元委員 この新しい学部構想ということとは社会の要請ということで一応理解できるわけですが、しかし、現実的にはこのように、教員養成大学あるいはそういう学部の改組によって定員の一部が教員養成の目的以外の課程になっていくわけです。いわゆるよく言われるゼロ免コースに転換をしていくわけですが、後ほど教員養成について主に申し上げていきたいわけですが、そういうことで、一九八七年度に山梨大学やあるいは愛知教育大学がこのように転換をされました。その状況ですね。いわゆる総合科学課程に変わっていった、一体その卒業生がどういふふうにと就職をしていくか。例えば愛知教育大学で、教員養成が主たる大学でありましたけれども、そういう就職をなさっているのか、卒業生がどういふ就職をなさっているのか、教員養成の条件がどうなっているのかということについて、またお伺いしたいというふうに思います。

○前畑政府委員 ただいま御指摘ございましたように、昭和六十二年に山梨大学と愛知教育大学につきまして、いわゆるゼロ免課程というものを初めて設置をいたしましたわけでございます。したがって、平成三年三月に両大学から卒業生が初めて出ました。したがって、この段階でいわゆるゼロ免課程の卒業生の進路というものを判断をするということとはなかなか難かしいわけでございます。が、両大学の平成三年三月の卒業生の就職状況について申し上げますと、両大学の卒業生、合計九十七人でございまして、製造業、金融業など教員以外に就職した者が七十七人で七九%ということになっております。なお、山梨大学の総合科学課程では、教員に三人、愛知教育の総合科学課程では教員に六人、それぞれ合計いたしましたとしても一割弱の者が教員に就職をしている、こういう状況でございます。

○山元委員 現実にごういふふうには教員になる者が激減する学部になっていっているわけですが、それが、この新しい神戸大学の課程では、教職課程は、学科ごとですか、定員ですか、両方合わせて一体認定をされる予定はどういふふうになっているのか、お知らせをいただきたい。

○前畑政府委員 神戸大学では、今御審議いただいております発達科学部におきましては、ほぼこれまでの教育学部のいわば経緯を受け継ぐわけでございますが、それ自身が教員養成を目的とするものではございません。しかしながら、ただいま申し上げましたように、これまでの前身となる学部の実績あるいは関係者の要望を踏まえまして、教員養成の課程認定を受けようということにいたしております。したがって、希望する学生は引き続き教員の免許が取得できるように配慮をしているところでございます。

○山元委員 重ねてお尋ねしますけれども、そうすると、今までのこの学部は四百二十名の定員であったわけですが、同じように四百二十名の課程になるわけですが、今おっしゃるやうに二百八十人の発達科学部の方が教職課程の認定をしようと思われている。それじゃ、この四百二十名の学生が卒業するときだけ免許状を手にするのか、あるいは教職を希望するのかということはいくらも予定されていないわけですか。極端に言えば、ここから四百二十人の中から教員になる者はゼロから四百

二十人までの間の非常に幅広い、つかみどころのないような形になるという印象を受けるのですが、今の答弁から申します。その点はどのようですか。

○前畑政府委員 端的にお答えいたしますと、今先生御指摘のとおりでございます。

○山元委員 それでは、一体文部省は教員養成の基本的な構想をどう持っているのかということがわからなくなっているというわけですか。

○前畑政府委員 大臣からお答えがございします前に、事実関係についてちょっと御説明をさせていただきます。

先生御案内のとおり、教員養成につきましては、さらにその高度化を図るといふのが一つの課題になっております。各大学につきまして大学院の設置ということもこのところ進めてまいっております。先般成立をさせていたいただきました予算でも、四大学について教育学研究科の設置をお願いいたしました。現在、三十五大学に大学院を設置いたしました。残り十四大学というふうになっておりますが、今後とも各大学の整備状況を見定めながら大学院の設置を進め、さらにその教員養成大学としての充実を期していきたい、このように考えているところでございます。

○鳩山國務大臣 今高等局長がお答えをしたとおりにだと思いますが、大学においてどういふ教員養成をいたすかということについては、それはその大学の特色、伝統もありましよう、あるいは地域事情というものもあろうかと思っております。ただ、そういう中で児童生徒数の急減が始まっておりますから、その辺もまた大きな要素になってくるわけで、いずれにいたしましても、重要な

ことは、質の高い教員をどうやって確保していくのかという、量的な問題から明らかに質的な問題に問題は転化してきていると思うわけでございまして、もちろん臨教審の答申を受けて、教育改革の一環として免許法の改正をいたしましたのも同様の趣旨であらうと思っております。

教育問題は教師問題であるという部分がございます。また先生から留子供たちは一生涯その先生の影響から自由になることはできないと、私はみずからの経験に照らしてもかたかく確信いたしております。すばらしい教育力を持ったよい先生をつくり上げれば、教育の過半の目的は既に達成できるのと同じだとも考えることがございます。省内でもいろいろと研究を続けてまいりまして、質の高い教員を養成できるように努力をしております。

○山元委員 御案内のように、教員養成については、戦前は師範教育から、戦後は教育改革の中で大学における教員養成、一般大学、国立、公立、私立すべての大学で専門教育を履修すれば免許が与えられる、いわゆる開放的教員養成制度というのができ上がった。そして今総合科学課程という新しい課程が入ってきて転換をしている。今も大臣がおっしゃるやうに、児童生徒が激減をする状況の中、そういうふうにと転換していくということに納得がいくわけですか。しかし、変わらないのは、しっかりとした使命感なりあるいは教育観なり教育への情熱というものを持っている、あるいは高い技能を持っているという教員、質の高い教員を養成することは非常に大事なことというのには変わりありません。とすると、先ほどからお伺いしているようなゼロから四百二十というふうな、外の大学をとって見ても、そこでどれだけの教員が養成されるかわからぬような計画という構想というの、これはやはり間違っているというか不十分だということに思っております。

大臣のおっしゃるやうに、確かに量から質へというふうにと転換をしていかなければならぬけれども、高い質を持った教員をどれだけ養成しなければ

ばならないのか。それは国の責任、大学の責任と
いうことを明確にしなまなぬ。そういう施策
が必要だろうというふうに思います。

申し上げておきたいのは、もう一つは、そうい
う児童減のときに、教師の需要が低くなるから養
成を、定員を減らすというのでは、私は前向きで
はないと思うのです。今の状況からいいますと、
やはり欧米諸国に比べて日本の四十人学級という
のはまだまだ行き届いた教育はできる状況になっ
ていない。とすれば、子供が減るときに教員の数
をしっかりと確保しながら、三十五人学級、三十
人学級というふうに向いていかなまなまいかぬ
と思うのですけれども、そういう意味からいうと、
こういう教員養成計画というのは極めて不十分だ
と思うのです。

大臣にお伺いしたいのですけれども、今の四十
人学級にとうとう到達をした、将来は三十五人、
三十人というふうに向いていかなまなまいかぬ
と思うのですけれども、そういう意味からいうと、
こういう教員養成計画というのは極めて不十分だ
と思うのです。

○鳩山国務大臣 四十人学級が完成したばかり
でございます。また全然別のことでございますが、
昨日、超党派で何人かの先生方が海外の日本人学
校を視察された結果を持ってこられて、いろいろ
御要請をいただきましたけれども、御承知
のように、日本人学級については、国内に比べま
すと八二、三％の割合でしか教員を派遣いたし
ておりません。したがって、四十人学級を日
本人学級では達成できないケースもあるわけ
でございます。まあそういう意味でいえば、な
ぜ四十人学級であったか。それは先生の目が少
しでも一人一人のお子さんに届くようにというこ
とで、四十人学級を完成したところでございま
す。

そして、次の新しい計画はどうなるんだ、定数
改善計画はどうなるのだと言われますと、それは
四十人学級が完成した今日の時点で、その状況を
十分に把握をさせていただいて、もちろん国家の
財政状況というものもあろうかと思いますが、そ

ういうことを勘案して、また別途いずれ新しい計
画をつくっていくことになろうと思えます。ただ、
一般的に申し上げて、教育というものは、どれだ
け一人の先生の例えれば専門でもよろしいですが、
いわば担任の先生の目がどこまで行き届くかとい
うことを考えますと、それは少なれば少ないほ
ど目が行き届くというところは事実でございます。
例えば欧米で、今こはいわば学校の教室と
同じような並びになっておりますが、前の席と後
ろの席と、伊藤委員長が担任の先生だとすれば、
最前列の方と最後列の方とは距離の差があるわけ
ですが、この距離の差がない方がいいというので、
丸く生徒を並べて真ん中に先生が立つというよう
な教育方式は、多分もう日本のアメリカンスクー
ルあたりでもやっているかと思うわけでございま
して、そういう場合は輪に四十人を並べるとい
うことはちよつと不可能ですから、二十五人ぐら
いの規模になっていくのでありましようか。それは
三人、五人、六人というのではかえって人間関係
を学ぶ場にはならないと思えますから、適正の規
模というのは当然あらうと思えますが、私は、一
般論から言つて、四十人よりもちよつと少な
いようなところで適正規模があるような気がして
おることは事実であります。

○山元委員 この問題はもう終わりたいと思いま
すけれども、四十人学級が完成をして、次の段階
で別途計画をとうとうにおっしゃった。私は急
いでもらいたいと思うわけです。一方で大学のそ
ういう改組が行われていっているわけですね。ゼ
ロから四百二十、しつこく言いますけれども、そ
ういうような不確かな計画ではなしに、きつちり
とした計画をやはり立ててもらいたい。確かに、
学校現場では、例えば最大限の発達を保障するた
めには、障害を持っている子供、あるいはいろい
ろな家庭的な事情を持っている子供、いろいろな
才能を持っている子供、それぞれに対応していく
ためには本当にまだまだ教師が足りない。どんど
んと教師をふやしてもらいたいというのが要請で
すから、そういうものにこたえていくためにも

しっかりとした計画的な教員養成について努力を
していただきたいということを申し上げて、次の
問題に移らせていただきます。

埼玉大学と和歌山大学の両経済短期大学部が今
度廃止になります。そのことについて、これも提
案の理由では、簡単に、「発展的に解消し」とあ
りますけれども、もう少し具体的に廃止をする背
景について、あるいは目的についておっしゃって
いただきたいというふうに思います。

○前畑政府委員 御指摘がございました埼玉大学
及び和歌山大学の経済短期大学部と申しますの
は、夜間三年の短期大学部でございます。

これらはいずれも発足当初は勤労青年のための
夜間の教育ということで発足をいたしましたものであ
りまして、近年、社会のいろいろな状況の変化も
ありまして、有職のために夜間にしか学べないとい
うような者が減少してきたという状況があり
ますし、また三年行つても短期大学ということか
ら、もう一年で四年制の学部という、教育内容の
高度化を図りたい、あるいはそういうところで学
びたいというような要望もございまして、さらに近
年における生涯学習と申しますか、一般社会人が
さらに新しい教育の場を求めるといふふうな動き
が出てまいっております。

そのようなことで、一つには、より高度の専門
教育の実施を目指す、二つには、勤労青年だけ
ではなくて、広く一般の社会人のための教育機会
を提供する、こういうことから短期大学を廃止し
て、それぞれ経済学部の中いには発展的に解消
をして、しかも経済学部の中に主として夜間に履
修をするコースというものを設定した、こういう
ことをお願いをいたしておるところでございます。

○山元委員 普通、発展的解消といひますのは、
一つのものがあるとして、その質を余り変え
ないで、よりよきものとするということだと思つて
すけれども、お伺いしますけれども、この短期大
学、例えば埼玉でございますと、昭和二十九年に設
置をされて四十年近い歴史があるわけですね。そ

このところで、四十年近い歴史の中で三年制短期
大学というものが果たしていった役割、これがど
うであったのか。単なる廃止ではなしに、「発展
的」とおっしゃっているわけですから、その果
たしてきた役割というものがどういふふう
に評価されるのか。そして、それをどういふふう
に発展させて、次の四年制の夜間主コースの大学にする
のか。そのところのつながりがこの説明では見
られないし、今の局長の説明でも見られないわけ
ですけれども、改めてその四十年にわたる短期大
学部の評価についておっしゃっていただきたいとい
うふうに思います。

○前畑政府委員 御指摘のように、長い歴史を持
つ短期大学であったわけですが、これも、これも
先生御案内かと思つておられますが、全体として、
最近の進学動向といつたものは、短期大学から四
大の方に女子の場合でもシフトするといふような
状況がございまして、

つまり、より高度の専門的な教育を求めるとい
うことが一般的に風潮としてございまして、また
国立大学として考えます場合にも、短期大学とい
うことにとまらず、四年制の学部としての教育
機会を提供するといふことを考えなければなら
ないといふことになってございまして、勤労青年のため
の夜間の教育についての長い実績を生かしながら学
部に転換をして、学部の中に夜間主コースとい
うものを置きまして、そこでこれまでのいわば勤労
青年を含めた一般社会人のための幅広い教育機
会の提供といふことに転換をしていこうといふこ
とでございまして、

○山元委員 単なる学生生徒の教育の高度化とい
うのですか、そういう志向というだけではなしに、
十分御案内のように、今社会は国際化しているし、
情報化しているし、そして産業や技術や就業構造
というものは大きく変わつていっている。ですから、
より高い教育あるいは研究をいふ志向が社会人
の中にもある。そういうものにこたえるために、
夜間あるいは二部の教育があつたし、この短期大
学もあつたと思うのです。そして、そういうよ

答

警戒といえますが、ちやうちよをする雰囲気がございます。できるならば特定の企業ではなくて、いわば業界を挙げて何か研修会なり講習会をやるというふうなことにしたい、そういうチャンネルを考へてほしいといったような気分もございませう。したがって、大学側において既に特定企業にコミットをして、その教育を行うというふうなことにしては大変慎重でございませうので、今先生が御指摘になったようなことは、私もまたから大学に対して申し上げるまでもなく十分心得て対処をしているというふうな考へております。

御案内かと思ひますが、かつては短期大学の三部制といったものがございまして、特定企業あるいは幾つかの企業の勤務時間に合わせた短期大学というようなことが設定されたこともございまして、その場合でも、短期大学の方では企業側との勤務時間の調整に大変苦勞をしたという経験もございませう。ただいま先生の御指摘のところは、私も十分踏まえまして大学側とも相談をしてまいりたい、このように考へております。

○山元委員 この問題は終わりますけれども、最後に重ねてお願いしておきたいのです。こういう新しい課程が出てくる、ぜひいいものにしていただきたいと思ひます。

実は私も定時制高校で四年間夜間勉強しました。そういう経験からいいますと、その当時は、それほど立派な勉強に対する情熱があつてということではないかもしれせんけれども、やはり一生懸命やつて、昼勤いて夜勉強する。だからいい勉強をしなればならぬとか、いい場が欲しいということは、実利的といひますが、そして夜間の高校を卒業するときに、私は滋賀県ですけれども、大津から京都の同志社とか立命館とか、夜間がございませう。そこへ続けて行くのか、それとも五年勤めた会社をやめて教育大学に行きたいなという思いと非常に迷つて、親に断わられまして会社をやめて教育学部へ行って親に怒られましたけれども、そのときに本当に真剣になつて考へて、自分の勉強をどうしたいのや、どこで勉強したいのや

ということは一生涯懸命になつて考へる。そして夜学校へ行つて、私が行つたときは終戦直後でしたから、電気もない、夜の体育施設もない、ないもの尽くしのところで夜間高校をつくつていく、そういうことをしたわけですから、こういう新しい、例えば埼玉大学で夜の授業を受けようと思つても、勉強にありつけないとおかしいですけれども、本当にそういう勉強ができる、そしてほつとすることができ、そういう場、学校にしなければならぬと思ひます。これは現金にかかわることではございませうから、努力してぜひいい大学をつくつてもらいたいとお願ひをして、この問題について終わります。

次に、新しく設けられる特別施設整備資金の問題についてお尋ねをしたいと思います。

この資金の設定の理由は、緊急に対処するべき課題となつてゐる国立学校の老朽化した施設とか狭隘な施設を改善するために、この資金を設置するんだ、こういうふうなことにされてゐるわけですが、具体的にどういふわけにはまいらぬと思ひますが、そういう老朽化、狭隘化の実態について、そしてその財政について、少し具体的にどうか概要をお伺ひしたいと思います。

○野崎政府委員 私の方から施設の関係だけ御答弁申し上げます、財政状況、繰り入れ状況等につきましても、会計課長の方からお答えさせていただきます。

老朽化等の問題につきましては、従来、十八歳人口が急増していくというふうなことで、そういう学生増に追われる、あるいはいろいろな新規の需要に応じていかなければいかぬというところで、どうしてもそちらの方に施設の整備費が回るといふようなことがあつたわけでございます。そういう中でも、平均しますと大体年三百億程度の改修費なり改築費をつぎ込んできたわけでございますが、現在の状況を見ますと、国立学校が保有する建物、これは平成二年の五月一日現在でございますが、千九百二十三万平米ございませう。そのうち通常改修等が必要とされます二十年以上たつた

建物が八百二十六万平米ということで、全体として四三%を占める、こういうような状況になつております。この四三%の中で、例えば二十年から二十四年というふうなものも相当多くの分を占めておりますから、すぐにすべてを改修しなければならぬというふうな状況ではないわけでございます。また、やはり今までの年数の中で、総体的には施設の老朽化が進んでおるといふことで、その対応につきまして、私もまたも真剣に取組んでいかなければならぬ、こういう現状認識を持つてゐる次第でございませう。今回の法案もそういうことでお願ひしてゐる次第でございませう。

○泊政府委員 たいまお尋ねのございました施設関係の整備費との関連で、一般的な国立学校特別会計の構成等について御説明をさせていただきます。

御案内のとおり、この国立学校特別会計は、一般会計からの繰り入れと、病院収入であります。それから授業料、入学検定料といったような収入、それから今回法案でも御提案申し上げるところと関連するところでございますが、国有地の有効活用という観点での学校用地の売却処分等という構成になつてゐるわけでありませう。

大まかな比率で申し上げますと、平成四年度の予算におきましては、特会全体に対する一般会計からの繰り入れ率が六二・八%、こういう構成になつております。したがって、自己収入等が三七・二%、その自己収入等の中で主なものとして申し上げますと、病院収入が一八・六%、それから授業料及び入学検定料が一〇・四%、それ以外がその他の収入ということに相なつておるわけでございます。

そこで、一般会計からの繰り入れ率でございますけれども、今年度は六二・八%ということでございますが、昨年度、平成三年度は、この数字が六〇・五%というところでございませう。二・三ポイントほど、厳しい財政事情のもとではございませうが、改善を図つてゐるという状況にあるわけでございます。

全体としての状況は、そういう状況でございませう。

○山元委員 施設や建物は年がたつては古くなつてくるのは当たり前です。古くなつていってばさつとなつてしまつてはきつちとしておかなければならぬのは、これも当たり前です。今お話ありましたように、二十年以上で改修が必要なのは四三%を超してゐる、こういう状態になつてしまつたのは、やはり行政の大きな責任だといふふうに思ひます。今もおつしやるように、繰り入れ率が六二・八%、こういう状況になつた。ピークときには八三%あつたのです。いわゆる高等教育は一般会計で八三%、これだけ見ていた。今繰り入れ率が六二%に落ちてゐるわけですね。一九八二年から大幅に抑制されるゼロシーリング、マイナスシーリングがずっと続いてくる中で、これはやはりこういう状況を生んだのだらうと思ひます。これは改めて今認識するといふのは遅いわけですから、こういう状況になつてゐると、本当に思ひ切つて予算の幅を広げないと、四三%を超してゐる二十年以上の改修が必要な施設ばかりになつてしまつてゐる、こういう状況は克服できぬと思ひます。今ちよこつと去年の六〇・五%が六二・八%になつて二・三%ふえて、ちよつとにこつとしていらつしやるけれども、私はそんなのではとてもじゃないが四三%というのは解消できぬだらうと思ひます。

そこで、文部省はこれからの予算についてどういふ展望を持つていらつしやるのか、お伺ひしたいと思います。

(中山(成)委員長代理退席、委員長着席)
○泊政府委員 国立学校特別会計の充実ということをお考へますと、これは文部省全体としての一般会計の充実の問題とも関連いたすわけでございます。したがって、私どももいたしましては、国立学校特別会計、先ほど申し上げたような構成になつてゐるというふうなことを踏まえながら、一般会計からの繰り入れを含めて、全体として国立学

校特別会計の充実を図っていくことが必要
だろうと思っております。

ただ、現下非常に厳しい国の財政事情というこ
ともございます。したがって、いろいろな形
での工夫を凝らしながら新たな政策課題、今御指
摘の国立学校の施設の老朽化あるいは狭隘化と
いったような問題等多々抱えておりますけれど
も、こういった新たな政策課題にこたえらるべ
く、文教予算の確保に努力をしまいたいとい
うふうに考えております。

○山元委員 大蔵省にお尋ねしたいのですが、今
の二十年以上で改修を必要とするのが四三%を超
している状況がある。御案内のように、国立大学協
会だとかあるいは大学財政懇談会等が非常に窮状
を訴えるアピールをしていらつしやるわけです。
そういうものを受けて、今の状況でいいますと、
六〇・五%が六二・八%にちょっと繰入率が上
がった、それぐらいのことでは、今の状況とい
うのは何年かかっても解消できぬと思うのです。
大蔵省はこの問題についてどのように認識してい
らつしやるのか、お尋ねをしたいと思います。
○乾説明員 お答えを申し上げます。

ただいま先生から御指摘のありました国立大学
の施設整備の現状につきましては、財政当局とい
たしまして非常に強い問題意識を持っていて
ございまして、そのような観点から、先ほ
ど来御質疑あるいは文部省から答弁がありました
ような特別施設整備資金の創設等を初めとしたし
まして、いろいろな措置を本年度予算において講
じているところでございます。

ただ、今後の問題につきまして、先ほど来繰入
率の議論がございすけれども、私どもは、繰入
率自体が目的というのではなくて、あくまでも
特別会計の歳出面における必要額というものを一
方確保しながら、その財源をいたしましてどの
ような自己財源があるか、そしてもちろん現下の
厳しい財政状況等を見ながら、どのようにしてそ
ういった施設の整備の改善を推進していくために
必要な財源を確保していくかということが重要で

あろうかと思っております。その観点から今後
とも文部省と相談しながらいろいろ工夫して努力
してまいりたいと思っております。

○山元委員 強い問題意識を持っていただいでい
るということはありがたいと思っております。わか
るのですけれども、ただ後の方でおっしゃったよう
に、率と違つて実質で、私は率は何%ということ
だけじゃなしに、それじゃ、例えば実際に繰り入
れの額がGNP比でいうとどうなっているか。こ
れは国立大学協会の資料ですけれども、GNP比
に対する繰り入れの率、これはもう金額になるわ
けです。一九八〇年が〇・四%であったのが九〇
年、十年たつたら〇・二八%に下がつてい
ます。GNP比での比率が〇・四%から〇・二八%
に大きく落ちていっているわけです。これは、教育で私
はよく使つていられるわけでも、親の気持ちで教育の
条件整備なり教育をしなければならぬ。親とい
うのは、貧しくて親が食えなくても、親が着られな
くても、やはり子供のためには食う物を着る物を
といて気持ちがあるわけです。財政が厳しいから
といてGNP比が〇・四%であったのが十年
たつたら〇・二八%に落ちていっていることにつ
いては、やはりきちつと認識を直していただい
て、大幅な改善を大蔵省に要請をしておきたい
というふうに思います。

こういう状況というのはいささか少し調べておく必
要があるだろうと思つておられるので、国民所得
に對してどうなつていっているのか、あるいは総生産に
對してどうなつていっているのかということですが、私
がひつかかるのは、財政制度審議会が去年の十二
月に出した答申です。これは恐らく予算編成に絡
んでいられるだろうと思つておられるので、我が国
の公財政支出学校教育費の対国民所得比率は、全
体として欧米諸国と同程度の水準にあるが、それ
を高等教育と初中教育とに分けてみると、初中教
育の方にウェイトがかかつてい、だから、財政
の配分の見直しをして、高等教育の方にウェイト
をもう少しかけなければいかぬ。だから、総枠と
しては変える必要は余りないけれども、こちらへ

移したらいいのだというところがこの財政制
度審議会に出ていられるわけですが、そういう発想で
いくと、今大蔵省が答えになつたことは信用で
きぬというふうになつてくるわけです。十分出し
てい、ただウェイトが偏つてい、十分出し
ることだけでは、この問題は解決をしないとい
うふうに思ふ。そのところをどういふふう
に認識をしてい、大蔵省は、この審議会
の答申をこのとおりだ、総枠としては不足ないの
だ、こういうふうにお受けとめて予算をつくられる
となつて、今主計官がおつしやつたことはい
けのことになつてしまつたわけだ。

私の持つてい、これは文部省の大蔵官
房から出ている「教育指標の国際比較」とい
う資料ですけれども、国民所得に対する比率で、学校
教育費は、日本は四・八%、アメリカは六・二%、
格段の開きがある。西ドイツは五・三%、これも日
本よりも多い。イギリス、フランスは五・八、五・
五というふうな、国民所得に比べると、日本は今
申し上げましたような国々から比べると低いわけ
です。初中教育費に對してこの答申は出ているわ
けですけれども、それで見ても、例えば日本の初
中教育費は、国民所得に對して三・九%、アメリカ
は四・七%、わずかに西ドイツだけが三・三%で日
本よりも低いけれども、イギリスやフランスは日
本よりも高い、こういう状況で、初中教育も低い
わけです。全体も低いわけです。そういう点でい
うと、この答申は私はおかしいという気がするの
ですが、この文部省の資料と答申とを大蔵省はど
ういふふうな判断をしていらつしやるのか、お伺い
したいと思ひます。

○乾説明員 ただいま先生が御指摘になりました
学校教育費及びその内訳をいたしましての初中教
育、高等教育の対国民所得比の数字は、私のただ
いま持つておられます数字と年度の差はありますけ
れどもほとんど違いはございません。事実関係は
そこを申し上げます。

それで、御指摘になりました昨年の十二月の財
政制度審議会の建議、答申でございすけれども、
その中で「我が国の公財政支出学校教育費の対国
民所得比率は、全体として欧米諸国と同程度の水
準にあるが」という指摘がされてい、この答申
の作成のお手伝いをいたしましたけれども、言う
までもないことなんですけれども、GNP比、G
NPといういわば国民経済全体の概念と政府の支
出との間には、直接これを結びつける議論とい
うのがよくあるわけでございますけれども、その前
に政府の規模、いわば政府の歳出規模をどの程度
と見るかということが必要だというのがこの財政
制度審議会の考え方でございます。そのために
は、我が国はGNPはこれぐらいだけれどもある
いは国民所得はこれぐらいだけれども、そのうち
租税負担として幾らを国民あるいは我が国企業が
負担をいたしまして、それを政府部門に振り分け
るかという議論がまず先にあるべきだというのが
財政制度審議会のお考えであります。

そのような観点から、GNPと政府の歳出との
議論をつなげるものとしたしまして、いわば政府
の規模ないしは租税負担率の議論が間にくるべき
だということでございます。その租税負担率を
加味して考えますと、例えば国民所得比は先ほど
先生御指摘の数字とほぼ同様でございますけれど
も、租税負担率は、例えば九二年で日本が二六・
四、アメリカは八九年度で二六・二ですけれども、
英国は九〇年度で四〇・一、フランスは八八年度
で三三・九、西ドイツは八九年度で三〇・六と、ア
メリカを除きまして日本より高い水準になつてお
るわけでございます。こういうものを総合的に
勘案した場合に、政府の規模まで考えた場合に、
全体として欧米諸国と同程度の水準にあるのでは
ないかというのが財政審の答申であり、かつその
内訳を見た場合に、初中教育と高等教育との配分
を各国比較いたしました場合に、日本は諸外国に
比べまして、やや高等教育が手薄、初中教育にウ
ェイトがかつた配分になつてい、これはないか
というのがこの答申の趣旨であるかと私も理解を
いたしております。

○鳩山国務大臣 先生もう十二分に御理解いただいてのことですが、例えば科学技術会議で科学関係学術研究予算の倍増を目指せということ、国会内の各政党の中でも今そういうような動きが具体的にできております。私昨日東京大学を視察いたしましたけれども、理学部も工学部もとにかく狭いところで超電導の研究をやっている、外へ出すべき酸素ボンベが外へ出せないで中に転がっておるといふような、本当に危険な状況の中で学術研究をやっている。そこでノーベル賞級のものも生まれつつあるといふような話を聞きました。これは世界各国に比較して、いわゆる学術研究という意味で、これから科学技術立国の道を歩むことができなくなってしまうだろうと、大変強い危機意識を、現場を見て新たにいたしましたわけですが、高等教育とそういう学術研究というものの関係は一体不可分だと思っております。そこには基礎・基本を教え込む初等中等教育というものと、それと高等教育というものの本質的な違いというものがあつたわけでございます。同じ教育予算だ、同じ文教予算だといふのは間違いがないのですが、その中でこの配分というのでしようか、初中の方がちよつと多目だから、初中をもぎ取って高等の方に移そうかという議論だけは、財政審もそういう意味で言っているとは思わないのですけれども、そういう議論にもなつてしまいますと――これは両方うまくいかなければ人づくりはできないわけだし、科学技術立国ができないので、それをこつちがちよつと多いからこつちへ、いや、こつちが多過ぎたからこつちへ、二玉のめんを一度にゆがいてラーメンのどんぶりにも両方移して、どつちが多過ぎるというやうなことをやっておつたら、日本の国は立ち行かないといふふうに思います。

○山元委員 おっしゃるとおりだといふふうに思います。

それじゃ、片つ方の初中教育が本当に欧米に劣らない立派なものかといふと、私はまだまだ足りないところがあるだろうと思つたのです。例えば学

校図書館一つをとつてみてもそうであり、教室の広さをとつてみてもそうなんです。ですから、そういうウエートのかけ方の問題じやなしに、総枠として考えなきゃならぬし、大臣も今おっしゃるやうに、とりわけ大学の状況を何とかするといふことであれば、租税負担率がどうだとかウエートがどうだとかいふやうな論議ではだめだといふことについては、大蔵省はこの際理解をしてほしい。この資金がせつかくつられたわけですから、やはり大幅な改善をこれから実現していただくやうに大蔵省にお願ひをしておきたいと思つた。

時間がありませんから、そういう予算でしわ寄せを食つていふと言つたら語弊がありますけれども、大学の施設や設備が老朽化している、狭隘化しているといふのもしわ寄せの一つですけれども、もう一つ家計負担の問題があると思つた。この間から新聞でも、例えば私立の問題が出ていました。親が悲鳴を上げていて、東京の私立大学にはなかなかやれぬやうになつてきた、首都圏の私立大学の学生は、東京、首都圏外からは半数を切つた、とてもじゃないが東京へ勉強にやれない状況になつてきている。これは父母負担が過大になつていて証拠だといふふうに思つたのです。授業料を含めて学校納付金、これの経緯、時間がありませぬから私の方で申し上げますと、十年ほどの間におよそ二倍になつていていふふうに思つたのです。この私立大学の資料でいいますと、二十一年間で授業料が実質十二倍になつたとなつていふ。そういうふうに国立も私立もずっと授業料が上がつていふ。これは今言つていふ予算の貧困のしわ寄せを一つ食つていふと思つたのですけれども、一体このことについて文部省はどういふふうに認識をしておらっしゃるのか、お伺ひしたいと思います。

○前畑政府委員 御指摘のやうに、授業料等の学生納付金が年々値上げをされておるといふ状況がございふ。私学については、御案内のとおり、その収入のかなりな部分が学生納付金で賄われておるわけでございますので、教育、研究条件の充実

等を図ろうとする場合には、どうしても学生に負担を求めざるを得ないといふ問題がございふ。また国立大学につきましても、これも御案内と思つたが、諸般の状況を勘案しながら、一つは私学とのアンバランス等についても留意をしながら適宜改定を図つておるところでございます。授業料に限らず、もとよりすべての物価については、これが高騰するといふことは好ましいことではございませぬが、私どもとしては、今の国立大学の状況、私学の状況からすれば、何がしかの負担を学生、父兄に求めざるを得ないといふことは、大変遺憾であります。やむを得ない状況ではなからうか、このやうに考えております。

○山元委員 具体的に数字をおっしゃらなかつたのですけれども、これは文部省の資料ですが、例えば国立大学の授業料でいいますと、昭和四十年には一万三千五百円であつた。十年たつて五十年になつたときに八万六千円となつていふ。六倍ほどになつていふわけですね。そして五十五年まで五年間で二十六万円、これまた三倍ほどになつていふわけですね。昭和五十五年から平成三年まで、昭和でいいますと六十六年ですから十年ほどの間に、二十六万円が五十八万円になつていふわけですね。国の予算の公財政支出がこつちうふにほんんばこと二倍になり三倍になり、あるいは私立大学が言うやうに十年間で実質十二倍になつていふ。そういう状況といふのは、これはひどいといふよりも異常だといふやうに思つたのです。そういう状況といふのは、これはやはり一定のところを抑えなければならぬと思つたのです。

今大学が非常にひどいことになつていふ、だから国も金を欲しい、授業料も上がるのは当然だといふて天井知らずにこつちうなつていくことについては間違ひだと思つたのです。いかに、この十年間で二十六万円が五十八万円になつた、あるいは昭和四十年から見ると、あるいは五十年から見るとすこく上がつて、何十倍になつていふわけですね。そういうものについて文部省としては、一体この大学の授業料、納付金といふものをどういふやう

にお考えになるのか、どういふところで決めるべき、あるいは抑制すべきだといふやうに考えていらっしゃるのか。これは将来ちよつと不安ですから、お伺ひをしておきたいと思つた。

○前畑政府委員 授業料等学生納付金のあり方は、高等教育全体の経費について公と個人の負担をどう考へるかといふ基本的な問題でもありまして、また教育投資のもたらす効果として、個人に帰属すべきもの、さらには国家社会に還元されるものについてどう考へるかといふ基本的な問題があるやうかと思つております。

御案内と思つたが、高等教育への進学率がかなり低い時期におきましては、旧制の大学の例にもございまして、専ら国家枢要の人材を養成するといふ観点から非常に大きく出ますが、近年のやうに、高等教育、専修学校等を含めると進学率が五割を超えようといふやうな事になりまして、そういう色彩が薄れまして、いわば広く国民に高等教育をいふやうな事になつてまいらうかと思つた。そういう状況におきまして、ただいま申し上げましたやうなことをどう考へるかといふこと、さらには御案内のとおり、近時、国立、公立、私立といふ設置者別の高等教育機関が非常にポーターレスになつてまいつておられます。国立大学と私立大学との関係はどう考へるかといふやうな問題もございふ。人材育成や教育機会の均等の確保という観点からいいますと、家庭の経済力に余り影響されずに進学できるやうな水準を維持するといふことが必要ではございふと思つた。私どももいたしましては、私学については直接にはこれに介入する方策もございませぬし、私学助成について尽力するといふことを通じていささかでも貢献をしたいと思つておられます。また国立大学につきましても、今後の高騰についてはできるだけ抑制的に対処をせざるを得ないと思つておられます。いずれにいたしましても、社会経済上の諸情勢を総合的に勘案しつた対処をするといふことにならうかと考へておられます。

するということでありませうけれども、教員就職者減少というのは、先ほど一例が出ました。その実態、それから教員定員の変化、将来像というものを、大ざっぱで結構ですから、先ほど山元委員の方から御指摘ありましたが、四十人学級を含めた問題ですね、三十五人とかそういうことになってくれば教員の数はふやさないかぬかもしれない。ところが子供たちが減るといふこともあつたりして、本當の教員の数というものは将来どうなっていくのかというやいなやをばり知っておかないと、こういう理由をばさつと述べられると困るといふことなので、その辺お答えいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○前畑政府委員 教員養成課程の改組といひますのは、昭和六十一年の四月に参議院の文教委員会から、国立学校設置法の一部改正に際しましての附帯決議がございまして、「児童、生徒数の減少に伴い教職への進路が厳しくなっている状況にかんがみ、教員養成大学・学部のある方等について検討する」といふ御指摘をちょうだいいたしました。それを受けて、「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」といふことで、関係者による調査研究会を持ちまして、こういった一つの方向づけをいたしたわけでありませうが、その中でも、教員の需給状況、需要供給の状況といひますのは各都道府県によりそれぞれ事情を異にしておりませうので、それらの個別の事情を十分見きわめつつ進めるといふことで、一律の対応は避けることといふ御注意をちょうだいいたしております。

私どもが現在承知いたしておりますところによれば、教員需給見込みの数は平成三年度実績で一万三千八百となっておりますが、平成四年にはこれが一万五百まで減少するといふこともございませう。今後、具体的にどのように対処していくか、対応していくかといふことにつきましては、先ほど来御議論があります学級編制の問題もございませうが、基本的には各都道府県における具体的な状況を見定めながら、また当該地域の要請もくみ上げて

それぞれの教育系大学がどのように改組を図っていくかといふことにもかかわるところであらうと考へております。六十二年度以来、いわゆるゼロ免課程を設置してまいりましたのも、総合科学課程であつたりあるいは文化研究課程あるいは情報教育課程といったいろいろな課程がありませうが、それぞれの大学が地域の要請をも十分踏まえて大学改革構想の中の一環として取り入れて要望してまいっておるところでございませう。

○鳩山国務大臣 先生の御質問の趣旨については教育助成局からお答えすれば一番よろしいかと思ひますが、参つておりませぬので、あえて私からお答え申し上げます。

私ども、当時は昭和五十五年から昭和六十六年までの十二年間、こういうふうな言つておつたわけですから平成三年まででございませうか、いわゆる義務教育における第五次定数改善計画、高校は第四次だつたかと思ひますが、これが完結をした。その中で四十人学級も実現してまいつたわけにございませうけれども、現在第五次のものも完了した時点で状況といふものをよく見きわめて、また各界からの御意見あるいはもちろん国会の皆様方の御意見等を受けていく中で、当然新たな計画といふものを策定していかなければならぬわけにございませう。それが平成四年度、すなわち今年度はいわば中期計画のないという意味ではお休みの年、もちろん大蔵省にはお願ひをして改善はいたしているわけにございませうけれども、新しい計画をどのような形でいつ始めていくかについては、既にもう助成局長のもとでは研究を始めておられるわけにございませう。私どもも、皆様方あるいは各界の意見を聞きながら、いずれそうした新しい計画の策定に向かつて努力をしていこうと考へております。

○松前委員 将来の教員の問題といふのは、四十人学級が達成された、ところがそれで十分であるとはいひがたいといふことを先ほどお話ございましたが、そういう将来のことを考へて教員の数をどう確保していくか。先ほどお答えいただいた中

で数字が出てまいりましたが、これは恐らく四十人学級をそのままやつたときの話だらうと思つて居ます。これを三十五人にしたらどうなるかといふのは計算したらすぐわかるわけですが、そういうことをちよつと考へただけでも、今単純に教員の就職者が減少してきたことに対処するとか、そういうことだけでばつと変更していく、改組していくといふような考へ方は、やはり問題があるのではないか、そういうふうな思つてございませう。

ですから、理由にこんなことを書くからいけないのであつて、神戸大学はもつと広い立場での考へなんだと思つて居ます。そういう理由をどうしても書けといふことになると、こういうことになつてしまふかもしれない。大学の立場、自主性といふのを十分理解しながら、私は文部省に、先ほど大臣が言われましたように、これからの計画を本當にしっかりとつくりたいと思つて居ます。私学の方は、将来の十八歳人口の低下といふことについて、もう既に今から対処しなきゃ死んでしまふといふようなことで必死の努力をしているといふのが実情でございませう。文部省においても、そういう実情を十分頭の中に置きながら教育行政をやつていただきたいといふことを、ちよつと余計なことですけれども申し上げまして、次に埼玉大学及び和歌山大学の話を申し上げたいと思ひませう。

先ほど、夜間の短大を廃止して、そして夜間にも授業を行うような経済学部ですか、そういうものを設置していくといふようなこと、これは夜間の働く人たちが学ぶといふ数が減つてきたといふようなことが一つの理由であるといふようにお答えを聞いたんですが、そういうことでしたらどううか。もう一回繰り返してお願いいたします。

○前畑政府委員 夜間に学ぶ人の数が減つてきたといふことではございませぬで、夜間に学ぶ人の中でいわゆる有職者、有職の青少年が減少してきたといふ実態はございませう。そういう実態を踏まへながら、広く一般社会人にまで夜間あるいは土

曜日の午後等に学ぶ機会を提供する、それとともに教育、研究内容の高度化を図る、こういうのが趣旨でございませう。

○松前委員 夜間に学ぶ有職者の数が減つたといふことでこれを考へていく、非常にもつともなやうに感じるのでございませうけれども、これは国立大学でございませう。国立大学に全部やれといふ話じゃないけれども、しかしそういう人が一人でもいる、一人といふのは極端かもしれないが、まだたくさんいらっしゃるわけですよ。これはどういふ実態か、数字を後で示していただければわかるのですが。私立大学の中でもこういう学科を持つて居るところはある。そういうところは学生が来ている、教室が満員になるくらい来ていますね。そういうような実態があるわけでありませう。そういうような状況があるのに、そういうのを私立大学のそれがある学校、そういうところに任せつてしまつて、国立は新しいこういうところへ向かつてはばんばん進んでいく。それは新しいところへ向かつては結構です。しかし、教育の原点に戻つて考へれば、そういう人がいるといふことに對して、やはり何かの教育機会を与えてやらなきゃいかぬじゃないか、それは国立の使命じゃないかといふように思つて居ます。私立も一生懸命それをやりたい、人間教育をしたい。ところがそれをやつていくと、これは効率的じゃない、非効率になりませうから授業料にはね返つてきてしまふ、そういう点もある。努力してそういう人間教育をやろうとすればするほどお金のかかるのが私立なわけですね。だから、そういうところは国立の方にしっかりと頑張つていただいで、模範的な形で進めていかなければいかぬじゃないか、そういうような感じがするのですよ。その辺をどう考へていらつしやるのか。

この経済学部の新しい夜間も通えるコースへ行つたからといつてほとんどの人が教えるのだからかといふことを考へると、そうじゃないのじゃないか。そういう世の中じゃないんですよと言われちゃうとおしまひだけれども、私はそうじゃな

と思う、私の実際に見た目では、経験したところでは。そういう有職者の人で夜通っている人はちゃんといえるんです。かなりのお年寄りだつてちゃんと通っているし、そういう教育機会を与えてほしい、時間がないという人は随分いるのです。そういうことですので、その辺どういふふうに考えていられるのか、ちょっとお伺いしたい。

○前畑政府委員 先生たまたま御指摘のことはまことにごもっともだと思います。私どもの方でも、経済学部における主として夜間に授業を行う履修コースというのを設定をいたしましたのは、まさしくたまたま先生御指摘の趣旨にこたえるということでごさいます。改組後の経済学部において、例えば埼玉大学につきましては、夜間に主として授業を行うコースといたし、入学定員を五十人、和歌山大学におきましては六十人設定をいたしてあります。これによつて実質的には従来夜間の短期大学に進学をせざるを得なかつた人たちについても十分対応できる、このように考えております。

○松前委員 そうしますと、夜間だけ通えば卒業は可能ということになっておりますか。
○前畑政府委員 基本的にはそのようになつておりますし、また先ほど来も御議論ございまして、近年における週休二日というようなことを考えますと、土曜日休みであれば土曜日の昼間のコースにも来てよろしい、こういうふうな構想でございまして。

○松前委員 できるだけ、社会のニーズというのは多数のものですけれども、そこから取り残されたといましようか、どこか片隅に追いやられようになつているところも十分面倒を見られるような姿であつてほしい。私は、埼玉大学、和歌山大学、ここは当然そういう考えでやつていらつしやると思ふのです。文部省が理由として、新しい時代とか、先ほどありましたように、児童数が減つて教員への就職者が減少してきたとか、こういうような理由で改組をするんだということであれば、文部省の考え方というのは、教育現場にいる人に対しては大変失礼というか、そういう感じが

するものですから、ちょっとお伺いしたわけでございます。
さて、午前中時間もありませんが、この埼玉大学、和歌山大学の定員の問題ですけれども、どうなつていましたか。これもたしか短大が百十人、経済学部が二百二十人、そして新規経済学部は三百四十人となると十人ふえる。それから和歌山も同じようなことがある。短大百二十人、そして経済学部三百六十人、新規経済学部が五百十人となれば、これはやはり定員をふやしていくというふうなことになるわけですね。その辺確認していきたいと思ひます。

○前畑政府委員 御指摘のように、形式的に申しますと、埼玉大学では、現在、経済学部二百二十人、短期大学百十人の三百三十でございしますものを三百四十といたします。うち夜間主コース五十でございしますから、昼間部は二百九十ということになるわけでございます。和歌山大学につきましても、経済学部三百六十、短期大学百二十、合計四百八十を改組後は五百十人といはしますが、夜間主コースを六十人設定をいたしておりますので、昼間部は四百五十、こういうことになるわけでございます。

○松前委員 ちょっと今わからなくなつただけけれども、夜間コースと昼間とかを分けられませんでした。昼間も夜間もこれは一緒なのではないのですか。両方どつちでもいい、そういうコースではなかつたのですか。
○前畑政府委員 夜間に主として授業を行う履修コースといふものを設定いたしました。その当該履修コースについての入学定員というのを定めるわけでございます。それが埼玉大学は五十、和歌山大学は六十、こういうふうな設定をいたしております。

○松前委員 わかりました。
午前中時間がございませんで、この辺で終わりたいと思ひますが、大学改組について、それぞれの大学はそれぞれ自主的に、そしてまた自分たちの哲学というものを持たせてやつておられる。特

にこれはお茶の水大学、京都大学を除いて神戸、埼玉になりまして、首都圏の大学から少し外れたところにあるという形にもなるし、和歌山もそうでありまして。そういうことで必死の努力をされていらつしやることも十分理解するわけでございます。そういう意味において、この趣旨を十分私どもは理解し、そして文部省において大変苦勞しているのだということは十分御理解をいただいて高等教育行政に当たつていただきたい。
そんなことを言つて、午前中の議論を締めくくつておきたいと思ひます。
○伊藤委員長 御苦勞さまでした。
午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時六分休憩

午後一時開議
○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
○松前委員 午前中一応の締めくくりをしてみましたのですけれども、いろいろまたその中から想像力を働かせて考えてみたのですが、けさの私の質問、御答弁だ何といひますか不十分なような気がいたしました。一つだけ大臣にお聞きしたいわけです。
埼玉大学、和歌山大学、神戸もそうでしょうけれども、定員の話は私いたしました。定員増になつてない。京都大学はふえてい、こういうことなんですけれども、そういう中で教員就職者の減少といひますか、そういうことを理由にして定員がふえてない。新しいものをつくるということになつても、教員就職者が減少しているというのでそちらの方の關係の教育をやめていく。やめていくといふのは語弊があるかもしれないですけれども縮小していく、こういうことですよ。そういうことを考えますと、どうも何かしつくりしないというのが今の感じですよ。

はり地方の大学は大変なことですよね。その存続、将来のための存在価値、それをきちつとしておかなければいかぬ。そういうことで必死の努力をされてい、これは私も知つてい、わけですが、群馬大学のテレビなんか私見ましたのですけれども、そういう中で何とかユニークな新しい教育をして、そして地方の大学を位置づけてい、高いレベルへ持つてい、こういう努力をしてい、ことはもう皆さん御承知のとおりだと思ひわけです。

その一つがこれだったのですけれども、やはり何か教員の教育を縮小して、そしてそれを新しい方に振り向けるというふうなことを四苦八苦していかなければならぬといふのが実態なんです。何かここは地方の大学に対して大変厳しい文部省の制約というか、そういうのが働いてい、やうな感じがするのであります。私は新しいものをやりたいといふことならば、必要である従来の課程といふものはきちつと存続をさせておいて、そして新しいものをつくり上げる。すなわち定員はふえていく、京都大学みたいに、こういう形が、無限にはできないけれども、多少なりともやつていけるように地方にはやらせたらどうだろうか。その結果として、何か文部省の方で心配してありますように、将来の十八歳人口の減少といふところで、大学の定員よりも学生数が減つてしまつてい、うふうなこともある。そういうことも考えられるわけでありまして、しかし、それは午前中の質疑にもございしましたように、生涯教育といふのですか、一度社会に出て、そして高等教育を受けたいといふ人がたくさんいる。そういう人たちに門戸を広げるといふことによつて定員の問題、学生数の問題、そういうものは解決を、解決といふことにはならぬかもしれないけれども、生涯教育としてふさわしい姿に変わつていけるのじやないか、そんなような気がするわけなんです。

ですから、文部省の方で、大変申しわけないのですけれども、定員定員といつて抑えている結果がこういう地方大学にかなりのしわ寄せをしてし

まっているんじゃないか、そんな気がするのです。その辺少し柔軟な考えで、そして新しい時代に即した大学教育、高等教育というものを考えていけるように、文部省も、また大臣も先ほど新しい時代に向けての検討を始めるというお話がございましたが、そういう中に含んで考えていただけないだろうか、そんなことをちょっと要望したいのではありませんか、そういうふうには大臣お考えでしょうか。

○鳩山国務大臣 各県によって県内にある大学の数にも大きな隔たりがございます。その関係でいわゆる地域収容率というのでありましょいか、分母はその県内で卒業した高校三年生の数をとって、分子にその県内でのわば新一年生となった大学生の数をとるのか、いや、本当は別のもっと正確な計算式だと思いますが、おおむねそういうようなもので計算をいたしますと、例えば私の生まれたところであります東京都の文京区あたりですと、何百%というような数字になってしまうのかもしれないですね。その全国平均はちょうど大学の進学率と一致する仕組みだろうと思いますが、地域によってそういう収容率が大きく異なるというのは、生涯学習という観点から見ても決して望ましいことではありませんから、地方の大学の活性化というのは、先生御指摘のとおり大きなテーマの一つではないでしょうかと思っております。

私学助成においても、地方活性化推進特別経費というような形で特別補助の道が開かれておりますし、いわゆる国公立にしましては、大学設置基準を昨年の七月に大綱化、弾力化をしたというのは、地方の大学が思い切って特色を出して自主的に個性豊かな教育をやってもらおう、そのことが地方の大学の活性化につながるのではないかと、そのような考え方もとっているわけでございます。先生が御指摘のように、いわゆる国立学校設置法改正に伴っていろいろ改組転換を行ったり、あるいは定員を変えたりしていく中で、今後地方になるべく日が当たるような方法、方向ということのはたどっていくべきではないでしょうかと思っております。

ただ、私はひねくれたことを言うわけではありませんが、また決して大言壮語しようというわけではございませんけれども、地方の大学を活性化するというのもとても大切ですが、大学というものが都心部に過度に集中している、これを分散化させるといふことも将来の課題ではないでしょうか。都心部に大学が集中している、あるいはますます集中して行くといういろいろな事情のなせるわざとは思いますが、大学というものが勉学の府であるならば、決して都会の真ん中にある必要はないわけで、特に地方から都心の大学へ入学をした場合には、生活費、家賃も大変高くなかっか。困るというような実情があらうかと思えます。そういう意味では、都心に集中している大学を地方に分散させていくというのが、これは大変時間のかかることではございますが、そのこともいずれやっつけていかなければなりません、そのように考えます。

今回の財務センターという、特別会計の中に、いわば校地等を売り払って場所を別に移した場合には、そのお金が残るようにして、そして、そのお金を使って国立大学の諸設備の狭小化とか老朽化対策にも資していること、特別施設整備資金をつくらせて事業をやっていること、将来的にはそういうものを見込んだものと私は考えております。ですから、地方の大学の活性化のためにはできることを懸命にやりますが、また同時に、集中し過ぎて大学の地方分散というのを私は将来の一つの方向として見据えていきたいと希望いたしております。

○松前委員 東京にある、中央にある大学の分散、言葉では簡単に言われますけれども、私は余りそれを政策の中心に据えるのは賛成ではない。それはそれで結構ですけれども、日本の力というのは、たくさんの方が努力して、そしていろいろな創造力を発揮してつくり上げていく社会、これが日本の力になっていく。それならば、やはりそういう場をたくさん与えてやる必要がある。地方の大学の活性化ということ、それと同時にもし

中央の大学を分散するというようなことを考えると、これは相矛盾することが起こってくるんじゃないか。地方の大学があるいは消滅してしまうということも、極端ですけれども、東京大学がどんなその名前でもって広げてしまったということになれば、そういう形も生まれる可能性は出てくる。私は、多様化の時代の中で、この大学というのを、地方の大学、これはやはり非常に重要な存在である、そういう位置づけで文部省も考えていたのだいて、そして、それに対するお金の出し方、それからまた教育のあり方、そして定員の問題というものをきちっと考えるべきだ、そういうふうに思っています。ですから、東京の中央集中を分散する、簡単に事はそういうふうには言えませんが、先ほどお話ありましたように、大変難しいことだと思えます。分散したって、それは分散するよりもかなり範囲を、権力を広げちゃうというような形、格好、権力とは言わないけれども、そういう形が出てきてしまふんじゃないか。

そうすると、多様な教育が本当にできるかどうかというようにもなってくる。やはり大学というのは、非常に自由な、多様な場所である。高等学校までの教育と違って、基礎教育をやっているとは違っているのでありますから、非常に自由、そして、その中で創造力を発揮する、それぞれが充実した学校生活を送るといふのが大学生活の一つであって、そういうことですから、そういう中で学校の哲学があるということですから、そういう多様な大学の存在というものを消すわけにはいかない。そういうところを十分注意しながら、分散も結構ですけれども、注意をしながら、多様な人間が存在するというところ、そういう人たちがみんな集まって力を寄せ合って社会が成長していくんだ、そして、また世界にも貢献できるんだ、そういうことを考えていたいただきたいな。まあ考えていらっしゃると思いますが、そういうことをちょっと申し上げておきたいと思えます。

国立学校財務センターのお話が出ましたので、そこへ行きたいと思えますが、単純な質問ばかり

ですけれども、お答えいただきたいと思えます。

第九條の五、一項一号ですか、国立学校財産の「適切かつ有効な活用」というようなことが書いてございます。この「適切かつ有効な活用」というのはどういふことを言っているか、お答えいただきたいと思えます。

○前畑政府委員 御指摘の、御審議いただいております国立学校設置法の一部改正案で、第九條の五で、「国立学校特別会計に属する国有財産の適切かつ有効な活用について」と規定をいたしております。これは各国立学校の財産を適切に教育、研究の用に供すること及び不用になった財産の処分を適切に行うこととすることを趣旨とするものでございます。

○松前委員 この第九條の五、一項一号でしたか、「他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言」というのが書いてございますが、「他の国立学校」とこれは私言葉がよくわからないのですが、この主語は、どこの大学が他の国立学校に助言などをするのか。その辺ちょっと。

○前畑政府委員 国立学校財務センターという機関は、国立学校設置法に規定をいたしておりますので、そこでございます「国立学校」という中には、この国立学校財務センターも入るわけでございます。したがって、ここで、他の国立学校に」と申しておりますのは、国立学校財務センターが国立学校財務センター以外の国立学校にということでございます。その中には大学、短期大学等、あるいは研究所等も入る場合がございます。

○松前委員 その次ですが、「特定学校財産の管理及び処分」ということも含めて仕事の一つにしておりますけれども、この目的とするところは、言葉は悪いかもしれないけれども、財産を投機の対象にするというようなことも考えているのかどうか。もしそうだとしたら、バブル経済とかそういうものに左右されて、非常に不安定なものになってしまふのじゃないか。そう懸念するのですが、その辺はどうでしょうか。

○前畑政府委員 第一号で、国立学校財務センター

が「特定学校財産の管理及び処分を行うこと。」と
ういたしておりますが、具体的に処分を行いますと
きには、所管の財務局に事務を委任いたしましたし、
財務局で処分を行う、こういうことになるわけで
ございます。

従来から私どもの方では、国有地処分の基本方
針であります公用、公共用の用途に優先的に充て
るということにはいたしてありますし、また財務局
で処分するにつきましては、必要に応じ、所管の
国有財産地方審議会等にも諮って処分が行われる
ということになりますので、決してそこで投機を
行うというようなことにはならない、このように
考えております。

○松前委員 その次ですけれども、第九条の五、
一項二号ですか、「教育研究環境の整備充実を図
るため、総合的かつ計画的に実施することが特に
必要な整備事業に関する調査」の「特に」とい
う言葉がこちららに出てくるわけなんです
よ。これはどういうケースを言っているか、お答
えいただきたい。

○前畑政府委員 国立学校の施設の整備充実を行
うといえますのは、いかなる場合にも、そこにお
ける教育、研究環境の整備充実を図るために行わ
れるわけですが、なかんずくその中でも
「総合的かつ計画的に実施することが特に必要」と
いうふうな考えられるもの、そういうふうな限
定を付しておるところでございます。全体として
いろいろの課題がある中で、政策課題として重要
であり、かつ総合的かつ計画的な実施が必要とさ
れる事業、こういう趣旨でございます。

○松前委員 抽象的でよくわかりませんけれども、
そういうケースがまだ出てきてないからだと
いうように思っていますけれども、十分しっかりした運
用をしていただかないかぬと思います。

第九条の五、一項二号ですけれども、「高等教育
に係る財政及び国立学校の財務に関する研究」
こう書いてありますけれども、この研究というの
は一体何をやるのか。それと、その研究をやるか
らには何か問題点があったはずでありまして、そ

の辺をちょっとお聞かせいただきたい。
○前畑政府委員 高等教育財政につきまして、近
時、各方面からいろいろな御指摘をちょうだいし
ております。当委員会におきましてもいろいろな
御指摘をちょうだいしたところでございまして、
高等教育財政のあり方、また大学経営のあり方と
いうことは非常に大きな、大事な問題ではござい
ますが、我が国において必ずしもこの分野の研究
が十分に行われていない、一部の研究者によって散
発的に行われているというような状況にあるとい
うふうな考えをしております。したがって、この
ように高等教育に係る財政問題が各方面で非常に
大きく関心を集めている折から、高等教育に係る
財政あるいは国立学校の財務といたしたものにつ
きまして、基本的にその研究を目的とする機関を設
立いたしまして研究を深めてまいりたい、このよう
な趣旨でございます。

○松前委員 問題点は、言うなれば非常にむだ遣
いがあったとか、そういうような効率的じやな
かったお金の使い方、そういうことが中心だろう
と私は思うのです。それを研究するということ
ですけれども、それを研究した結果を一体どうす
るのか。私が危惧するのは、この研究結果によつて
かなり財政的な面からの締めつけはあるけれど
も、それと同時に自由な研究までそういう方向の
専門分野の方々の意見によつて締めつけられてし
まうのではないかと、いうところがあるわけな
のです。ですから、それをやめろとは申しませんが、非
常に難しい研究になりますよ、ということを申し上
げておきたい。普通の単純な会社経営とはちよつ
と違うのじやないか。自主性というものを発揮さ
せるということはかなりむだも必要だということ
もあるのです。そういう点を留意していただき
たいと思うわけでございます。

次に、似たような話ですが、国立学校の財務の
改善に関し、情報提供、連絡調整その他という仕
事があるのですけれども、これがわざわざ書いて
あったのじやないか、こういうふうに思われるわ

けなのですけれども、何を改善しようとして、ど
ういうふうにしよとされているのか、ちょっと簡
単に御説明いただきたい。
○前畑政府委員 ここで「財務に関する事務の改
善」と申しておりますが、財務というものは、私も
は財政の事務的な側面であるというふうにとらえ
ております。いろいろな機会に国立大学の学長あ
るいは学部長長官等とお話を申し上げる機会が
ございますが、いろいろな国立大学の会計事務、財
務事務も国の会計事務の一環に組み込まれてお
りますので、大学の教育、研究活動を実施する上
で必ずしも国の一般行政機関の会計事務にルール
マッチしない場合があるということをよく聞か
れます。そういう点について問題があり、それを
全体としての国の財務会計のルールの中で解決を
していくか、そういうふうなことにしての研
究もしていただきたいし、またその成果について各
大学に情報を提供したり、また各大学で抱えてい
る問題について連絡調整を図りたい、こういう趣
旨でございます。

○松前委員 この部分の運用についても、十分国
立学校の現在仕事をされている皆さんの声、意見
を聞いていただいて、それで実行していただかな
ければいけないと思っておりますので、よろしく願
いいたします。

それから、附則の方ですか、これは第五項にな
るのかな、「教育研究を行うのに著しく不相当で
ある状態を解消することを目的として、特定学校
財産の処分収入を財源として」云々とあります。
この「処分収入」、どうもこの言葉が出てきま
す、その処分というものをやはり投機の対象、利
益を見込む、そんなふうに見えてしまうのですけ
れども、そうでないという答弁がございましたが、
その処分財産の見直し、処分する財産から生まれ
てくる金額といえますか、そういうものを見直し
と整備事業の達成目標というものを、こういうもの
についてざっと大きざっぱに御説明いただければと
思います。

置いております財産といたしまして、大阪大学の
医学部の移転跡地がございまして。大阪大学の医学
部は平成三年九月に吹田市へ移転をいたしました
ので、その跡地が大阪市の中之島でございまして、
約一万五千平方メートルが処分可能ということに
なっております。その価格は、まだ具体的に明らか
にはなりません。一千億は超えるものではないか
らうか、このように考えております。したがって
して、この一千億というものを念頭に置きまして、
平成四年度予算では特別施設整備事業として財
政投融資の借入金で二百億を充てる。当面一千億
の処分財産を念頭に置いて、二百億の五カ年計画
というふうなものを念頭に置いておるわけござ
います。

○松前委員 確定した値じやないけれども二百億
くらい、全体で一千億ということなんです。その
くらいで、私が聞きたかったのは整備事業がど
こまでできるのかということだったので、その
ことについてはまた後でちょっとお答えいただけ
れば幸いです。

一千億くらいのものが今出てきている。だから
こういうものをつくるのだということですが、恐
らくそれだけで整備をやるにしても、そんな大
した整備は私にはできないと思うのです。そうす
ると、それから後をどうするかという話になると、
先ほど大臣からお話ありましたように、東京一極
集中的な大学を移転させる。そこから生まれる取
益というふうなこと、収益を生むために、その大
学を移転するというふうなことになるってしまつて
は困るということなのですね。その辺を、変な意
味でお金を生むためにやってみようかということ
にならぬように、ぜひお願いをしたいと思うので
す。

それで、一千億くらいのところが出てくる、そ
れを使ってということになるのですが、これはや
はり大学が自助努力といえますか、国立大学とい
えども自助努力に近いような形をとりなさいとい
うこと、自主性の拡大というふうな言葉でどこか
表現されていたと思うのですが、そういうことが

なお、この四年度の予算でもう一つ大学院に
きまして、これは端的には学生の処遇の改善では
ありませんが、学生の処遇の改善にもつながるも
のとして、ティーチングアシスタントの制度とい
うものを予算措置によって導入をいたしておりま
す。国立大学について申しますと、博士後期課程
学生の約一割程度に對して採用し、学部学生に對す
る実験、実習、演習等の補助的業務に当たらせて
それに対して非常勤職員としての謝金を支払う、
これによっていわば学部教育の充実を期すると
もに、大学院学生の処遇の改善も図るということ
を期したわけでございます。

ただ、御指摘の貸与月額の倍増という問題にな
りますと、これはあくまでも貸与ということになり
ます。返還が伴うということになります。
御案内のとおり、この返還の問題については、片
方で免除という制度もあり、その均衡の問題等
がいろいろ論議を招いておられるということもござ
います。そういったバランスもよく考えながら対応
する必要があろうかと思っております。

なお、これも御案内のことでございますが、学
術振興会で特別研究員制度というものにつきまし
ても、博士課程の学生を対象にしておりますが、
これにつきましても充実を図っておられるところ
でございます。

○松前委員 この大学院の研究意欲旺盛な若者を
育てるためにいろいろな施策を講じていらつしや
いますけれども、ぜひともさらに一層この分野に
ついての経済的な支援について国として考えて
いただきたいと思います。ティーチングアシスタ
ントも、これはお金を払うためにこういうふうによ
らせるのだからけれども、実態は、お金ももら
うけれども、自分の研究はできなくなるというこ
ともあるのですよ。私は東大の大学院の中へ入っ
て一度見たことがありますけれども、教授の下働き
しなければいけない、そういうことがございま
した。いろいろな雑用を全部かぶる。それも仕事
の一つだということではありますけれども、本当に

それがいいのだろうかということもあるの
で、ティーチングアシスタントというのになると、今
度は逆にそこに全部持っていかれちゃうというこ
ともある。その辺はそれで十分と私は言いません
ので、ぜひともそれ以外の施策を講じていただき
たい、そのように思います。

全然話は違いますが、ほんのわずかな時
間をとらしていただいで雲仙の問題をちょっとや
らせていただきたい。

実は雲仙、災害対策特別委員会の方で視察をし
て、私もまた行きますけれども、今災害に遭った
人たちに對する対策というのはいろいろやろうと
しております。しかし、一番ネックになるのは、あ
の火山が一体今後どうなるのかということ、そ
こが一番の問題になってきている。これはいろ
いろ人の意見がございまして、官庁の方は非常
に都合のいい考え方をもち、結局十ヘクタール
はどうしてもだめなんだ、あとは使えるんだと
いうか、そういう予算をとってくれないとか、そ
ういうことがございまして。しかし住民はいつま
たつても自分の土地へ帰れない。十ヘクタール以
外のところも、百何十ヘクタール、そういうとこ
ろの人たちも帰れない。いつになったらもど
りにできるんだというふうなことが非常に不満に
なっている。

そこで一番問題になるのは、火山が一体これか
らどうなるのかということ。長期にわたるのか
たらないのか。このことについての研究調査とい
うものが十分になされていくかどうかということ
が非常に懸念をされております。それがわかりき
えすれば行政も施策を講じることができ、住民
も納得することができ、ですけれども、あそこ
にあります観測所の機械は何か陸上自衛隊のもの
が非常に多いというのです。大体、学術的な問
題が非常に多いにもかかわらず、そこに今結集し
なければいけない火山の学術的な問題について、
そういう状況の中で陸上自衛隊といえますか、そ
ういうようなところに非常に頼っているというの

は大変情けないと思つたので、何とかしなければ
いけない。ところが、先ほどお話を聞きました
ら、何か大分特別措置はされたということでござ
います。全国の大学の先生方も呼ぶような措置も
してあるということなんでありませぬけれども、実
態はそういうふうになつていないということがあ
ります。文部省としても、この辺について十分頭
の中へ入れておいて、調べながら十分の措置をし
ていただきたいと思つています。私も来週ちょつ
と調査してきますから、それを終わってからは、ま
た文部省の皆さんにお話しして必要な対策を申し
上げていきたいと思つています。これについては答弁
は結構でございます。

最後に、もう時間がございませぬから、一言だ
け大臣の方からお話ししたいと思つています。け
れども、入試の問題です。これはもうだれが何と
言おうとも、今の入試は大変問題があるというこ
とはわかり切つたことでありまして、それにつ
いての原因はいろいろ言われている。共通一次が悪
いんだとか、共通一次が大学の序列化を固定化し
てしまつたとか、それから地方の大学も含めてそ
れぞれ偏差値が減少したために、たかさんの大学
をみんな生徒たちが受けるようになったとか、
か、そのことによつて私学はたくさんほろもけ
しているとか、そういうような話まで出てくる
というふうなことはある。競争はますます過熱化し
て、一流大学と言われるところはもう非常に安泰
だけれども、偏差値で二番目、三番目に位するよ
うなところは生徒の確保さえ難しい。せつかく合
格した、いい人が来たと思つて、レベルを上げよ
うかと思つて員数を制限しておくと、どんどん上
の偏差値の高い学校へ行つてしまふ、そうすると
定員が足りなくなつちゃう、繰り上げ入学とかそ
んな問題も出てくる。何か入試がいろいろなこと
ろに大変問題を起こしてしまつていて、ということ
なので、その辺について大臣、一体これはどう考
えているか、どうしようかとされているかというこ
とをちょっとお伺いしたい。

○鳩山國務大臣 入試は猫の目入試であつてはい
けない。つまり受験生あるいはこれから二年以内、
三年以内に大学入試でいえば大学受験をするであ
らう受験生準備に不安を大きく与えるようなもの
であつてはいけない。おれは今高校一年だが、
二年後受験するときは制度がどんなに変わつて
いるだろう、しよつちゅう変わるからなというの
では困るわけで、そういう意味では法的安定性の
要請というものは極めて強いと思つています。余り
私もうかつに物を言うべきではないと思つています。
しかしながら、この入試というものがいろいろな
教育問題の原点に位置していることは事実でござ
いますから、この抜本的な解決というものがもし
できるとするならば、それに向かつて一歩でも近
づけるように努力をしていかなければならないと
存じます。しかしながら、先生もよく御承知のと
おり、私は入試というものがさまざまな教育問題
の原点だと申しましたけれども、本当はもっとさ
らに原点が別にあることは御承知のとおりで、そ
れはいわゆる学歴偏重社会というものであつて、
肩書とか銘柄、形式というものをたつとぶ、重視
し過ぎる日本人の性格にも起因をしているのかも
しれません。

入試に関して、あるいは学歴社会ということに
関して言えば、皆さん総論賛成で各論反対であり
ます。学歴社会は打破しなくちゃならない、大学
を銘柄で選んではいけないし、何大学出だからい
いだらう、この大学出だから大したことないだ
らうという形式的な人間評価をしてはいけない、そ
ういふものはいけないんだ、でもうちの子供たち
だけはいい大学へ行かせなければねというものが一
般的な風潮で、総論賛成、各論反対というものが
あろうと思つております。ですけれども、おおよそ何
万人というもろろ受験生の数ですから、百万に
近いようなときだつてあるわけでしょうけれど
も、数十万というふうな受験生の中から何十万を
選抜するといふ。どんな選抜方法をやつても、選
抜をする限り、勝者と敗者が出てくる限り、およ
そ学歴偏重社会が打破されないと絶対に解決し得
ない部分というものが大きくあるということをお

私たちは知らなければいけないと思っております。ですから、まず最大の眼目は、学歴偏重を打破していくことであって、それを一朝一夕に打破することはできないということがわかっておりますから、それに向かつて努力しつつ、入試についてもできる限り、受験生の悩みが少しでもふえないように、少しでも減らすことができるように努力をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

共通一次試験がアラカルト方式も採用していいですよということも大学入試センター試験になって、そして私学の利用もふえてきているのも確かでございます。でも、じゃ未来永劫このセンター試験はこのままでいいかといえ、私は決してそうは思わないわけでございます。まあ分離分割だ、A B日程だ、連続方式だ、分離分割だといろいろな工夫をやって、国立大学の間でも努力はしてきているわけでございますけれども、まだまだ偏差価値偏重あるいは偏差価値切り、大学の序列化という現象は全く揺るぎなく存在をしております。これはまことに残念でございます。私ども文部省も入試の改善については不断の努力をしていかなければならないと思っております。私も文部大臣をやらせていただくのはあと数カ月であろうかと思っておりますが、また自民党に帰れば、党としての入試についてのいろいろな本格的な議論に参加をして、野党の皆様方とも協議させていただきたい。私もこれは一生の課題の一つだと思っておりますが、現在申し上げられるのはその程度でございます。申しわけありません。

○松前委員 数カ月なんて言わないで、一つのことをやり遂げてやめたいと思っております。ぜひとも入試については受験生の心配のないような方向を探りながら改善を図っていただきたい。よろしく願います。
○伊藤委員長 御苦勞さまでした。
平田米男君。

○平田(米)委員 きょうは午前中からいろいろな質問がございまして、国立学校、特に国立大学の研究環境の状況について皆さん御認識が一致しておられるわけございまして、具体的な中身は、昨年の三月と十一月に国立大学協会が出しましたこのアンケートの結果、この中ではっきり出ているわけでございます。高等教育全体に対する政府支出はもう〇・四％の水準を割り込んでしまった。また基礎的な研究費でありますところの校費、これは二十一年間で実質四割減ってしまった。こういうような数字から見まして、日本の高等教育機関の教育研究環境というのは劣悪になったといえますか、まさに惨状と言っても過言ではない、こんなふうにも思っております。

この状況に立ち至ったのは、財政が非常に厳しくなった、これが一番の理由かと思っております。いろいろ計算しますと、二百三十兆円ぐらい国は今借金を抱えておる、こういうような状態であるわけでございます。この財政再建というのは極めて急務ではございますが、しかしこれまでの約十年間にわたる予算編成の中でシーリングが行われてきました。防衛費とODAの予算は別枠になってきたわけでございます。ODA、日本は貿易黒字が大変大きいということで、金を持っておるだろうということで諸外国からもいろいろ要求があります。日本も国際的責務を果たす意味でODAはふやさなければいけない、これは十分わかっているわけでありまして、しかし、そのODAを一体いつまで出せるのかということが今問題になってくるのではないかと思っております。日本は資源もありません。国土も非常に狭い国でございます。この日本があの第二次世界大戦の敗戦を乗り越えて復興できたのは、これは人材、人の力によるものだと思います。

人材とは何か。これは結局、教育と研究、その力であったのではないかと私は思うわけでありまして、その力によってODAを出せる身分になったと言っているのではないかと思っております。その身分を支えておるのが大学であり、大学の良好

な研究環境であるはずなんです。しかし今はまさに惨状になってしまっている。だからODAを出せるのも、このままであったならば、ODAの源である高等教育の予算がこのような状況であったならば、ODAもいずれば日本は出せない国になってしまふのじゃないか、こんなふうに私は思います。

この厳しい財政状況の中で、文部省もいろいろ御苦勞をしておいでになると思っております。先ほど午前中は大蔵省が呼ばれて、主計官がいろいろ答弁しておりました。しかし、今官僚にそういうことを言うことは私は非常にむなし感じがしておるわけでありまして、官僚というのがどれだけの力があるのか、要するに、決められた枠内で、決められた予算内で工夫をするしかない。これが官僚の限界ではないかと思っております。

確かに日本は財政が非常に厳しいわけでありまして、財政に対するいろいろな要望を聞けば、今の予算の何倍盛りかもしれません。しかし、その課題に優先順位をつけて、予算を適正に配分するのは、これは省庁の枠を超えなければいけないわけでありまして、これは私は政治の責任だ、すなわち政党、政治家の責任だ、こんなふうにも思っております。特に政権を握っておりますところの自民党、そして自民党の議員の責任とすね、私は極めて重いのではないかと思っております。大臣はシーリング枠は何とか文部予算から撤廃をしたい。私は、文教予算全体から撤廃できないにしても、高等教育に関しては直ちに撤廃をしなければいけないと思っております。これは今問題になっておるのを、政権政党である自民党とその所屬をしております自民党の政治家の皆さんにしっかりと自覚をしてもらわなくちゃいかぬと思うのです。大臣は大変お若くて見識も高い、行動力もあるというふうには私には評価しておるわけでございますが、大臣という立場を離れて、日本の将来を考える政治家として、また自民党の国会議員として、このシーリング枠の問題について、政治

の責任、政党の責任についてどのようにお考えになるのか、所見をお伺いしたいと思います。
○鳩山山岡大臣 たいだいまの平田先生の見識ある御発言に関しては、異論はありませんし、反論できないというか、今日までのそういう政策を続けてきた政治の責任というものはまことに重く思っています。これをこれ以上続けることは許されないと申すわけでありまして、

先生は今優先順位の話をされましたが、おおよそ政治というものがプライオリティーというものをきちんとしておけることをしなさい、できないならば、政治家というものは世の中に必要がない、行政マンだけいれればいいということだろうと私は思うわけでございます。そういう点で教育、人づくりというものに正しい優先順位を与えることができないで放置して十年も二十年も経過をして、私学助成を見ても公立文教を見てもあるいは高等教育を見ても、どこを見てもあらゆる数字が極めて悪い、そしてそのためにいろいろなひずみが出てきてしまっているということをお私たちは真剣に反省しなければなりませんし、自民党はもとより国会のすべての教育に理解のある政党あるいは代議士、参議院の先生方にお願いをし、教育という、人づくりというものが国家の原点にあるんだ、人づくりが失敗したら国はどうつくってもうまく立ち行かないということを理解していただければ、よくに努めるのがせめて私の私仕事、役割ではないだろうか、そんなふうにも考えております。

と申しますのも、先生よく御理解のとおり、これは教育予算というものの、文教予算というものの特殊な仕組みの問題があるかと思っております。十年間に一兆六千億あった物件費が六千億に減ってしまったわけですから、物価のことを考えてみれば三分の一以下、四分の一くらいになってしまっているわけですから、国立学校特会の繰り入れといつても、国立学校特会の人件費分は大変多いわけございまして、施設設備が老朽化、狭隘化するのには当然の帰結であるわけ、まことに残念な状況にあるかと思っております。

家責任、政党の責任についてどのようにお考えになるのか、所見をお伺いしたいと思います。
○鳩山山岡大臣 たいだいまの平田先生の見識ある御発言に関しては、異論はありませんし、反論できないというか、今日までのそういう政策を続けてきた政治の責任というものはまことに重く思っています。これをこれ以上続けることは許されないと申すわけでありまして、

昨日、私は東京大学を視察をしてまいりました。きょう最初に御質問された山元先生が、例えば築二十年以上で改築の必要があるのが四三％とか四三・五％とか、そういう質問をされておられました。事、東京大学に於いては、戦前に建てられた建物が大量に残っている。ところが、これは委員長にもぜひ御理解いただきたいのですが、東大のケースでいえば、昭和二十年以前の建物は十二分に使えるし将来も使えるであらう、むしろ戦後量的拡大を考えて昭和四十年代の前半くらいに建てられた建物が一番痛みが激しくて使え物にならないというわけですから、教育というものは将来を見通さなければいけないのに、いわば高度経済成長が十二分に軌道に乗って、昭和三十九年の東京オリンピックが済んだ後に四十年とか四十一、二、三、四、五というあたりに建てた建物が使え物にならないというのですから、まことに近視眼的な校舎建築というものをやっただなと思うわけでありまして、そんなあたりに教育というものに対する基本的な重要性を見逃しておる日本の政治、行政の実態というのがあろうと考えております。

理屈はさておき、そのような先生御指摘の観点から、今までの政治のプライオリティーのつけ方に厳しく反省をしたりあるいは反省を求めたりしながら教育予算の抜本的な改革や拡充に努めてまいりたい。前にも申し上げましたけれども、金丸信先生が、公共事業を削っても防衛費を削っても人づくりの予算はふやさなければならぬという、あのすばらしい演説の響きが今も私の頭の中をめぐっております。

○平田(米)委員 プライオリティーをつけるのがまさに政治の基本的責務であるという御認識、私と全く一致しておるわけでございます。しかし、それがわかっていながらできていない、これが十年間続いたわけでございまして、今金丸さんのお名前を言われて、来年、金丸さんのツルの一声でシーリング枠が撤廃されるかのような期待を私どもに与えられるような発言をされたわけでござ

います。本当に来年には、来年といつてももう七月から始まるわけでございますので、来年度の予算にはシーリング枠は完全に撤廃をさせるということをやらないと、本当にもう時間的な余裕がない。日本の状況は惨状を来している、このように思います。私は、もう少し踏み込んで、今までの自民党政治のあり方、そして政治家のあり方についての厳しい御認識を承りたかった。まあ将来ある身でございますから、少しは手かげんも必要かもしれません、恐らくお心の中では厳しい反省と認識をお持ちではないか、このように思います。(政治改革だと呼ぶ者あり)おっしゃるとおりでございます。政治改革をやらなければいかぬわけでありまして、私も野党の一員ではありますけれども、政治の現状に対して本当に嘆かましい、こういう思いで政治改革に力を入れたいと思っております。一人でございます。

いずれにしても、きょうは法案の審議でございますので、法案に入りたいと思っております。さきの委員会では、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費追加費用等を一般財源化するための義務教育費国庫負担法の一部改正をしたわけでありまして、要するに、これは端的に言いますと、現在の予算のシーリング枠にちっちな穴をあけた、私はこういう認識を持っておるわけでありまして、今回の国立学校財務センター、また特別施設整備資金の創設も、結局のところ現在のシーリング枠にちっちな穴をあけるためのテクニク、どうもこういうふうに見えてしまうわけでございまして、その辺について、まさに今回の制度の創設の目的、そしてシーリング枠との関係性について御意見を伺えればと思っております。

○鳩山国務大臣 この間の義務教育費国庫負担法の共済の追加費用の問題は、非常に技術的な問題、昭和三十七年に始まった、共済制度の成熟化に伴って追加費用と現職の教職員の先生方との関係が薄れてきたということをもって、自治省の御理解もいたいただいて、もちろん我が文教予算の組み方

の問題も踏まえてあのようなお願いをしたわけでございます。これは年間六百億くらい、三年間で終了をして一般財源化、非常に技術的であり、そういう意味では財政的にはやや近視眼的な効果しかないかと思っております、それに比べれば、今度のこの法律の方は、穴としては大きな穴、またはできる限り大きな穴になることを期待するわけでございまして、先ほど御答弁で申し上げたように、官澤総理がこの場で特別な配慮を教育予算についてさせていただいた、シーリング問題を尋ねられて、四年度の予算については特別な配慮をさせて

いただいたというのには、まさにこの法律案、財務センターのことを指摘されたものと私は受けとめておりまして、もちろんお金をつくるために国立大学関係の財産を処分するという発想は決して持つてはいけませんと思っておりますけれども、当然さまざまな移転の話というのがこれから予想をされてくるわけでございまして、特別会計内で生じた資金のために特別会計への繰り入れが減るといようなことがあれば全く意味がありません。そういうことがなく、そうしたお金があることと国立大学の将来のために、狭隘化、老朽化問題を解消のために使われるように努力をしよう、法律はもちろんいろいろな意味を持っておりまして、これがこの法律、財務センターや特別施設整備資金の趣旨であると私は考えております。これをできるだけ大きな風穴にしていきたいと思っております。

○平田(米)委員 そういう御認識の上でお伺いをするわけでございますが、私の手元の資料によりますと、国立学校施設整備費、平成三年度では八百九十八億円、それが平成四年度では千二百七十七億円、今回特別施設整備資金は二百億円積み足しをするわけでございますが、これを単純に平成三年度の予算に足しますと千九十八億円になるわけでございまして、差し引きすると七十一億円合計で減っている、ということ、要するに特別施設整備資金二百億円は別枠では認められましたが、一般財源から入ってくるものは七十一億円減った。本来これはもっと伸びていなければいけない

わけですが、逆に減ってしまったように理解をするわけですか。その辺はいかがなのでしょう。○泊政府委員 今先生から国立学校特別会計におきます文教施設費の予算額等についてのお尋ねでございます。

それで予算額、今回の特別施設整備費を含めまして各種事項をトータルいたしますと、平成四年度は総額千六百九十四億円、こういう状況でございます。これに對比いたしまして平成三年度の予算額が千五百二十八億円、こういう形に相なっているわけでございます。したがって、広い意味の国立学校の施設整備費の増というものは、この差額ということになります。ただ、御案内のとおり、この文教施設費の中身につきましては、いわゆる新設大学等の整備を図るといったようなものと、それから今話題になっております国立学校の老朽化したものを解消していただくことでの一般の改修、改築事業等も実施をいたしているわけでございます。

そこで、その一般の改修、改築事業につきましては、今回新たに御提案を申し上げております特別施設整備事業といったようなものも、これまではその中で実施されてきたという状況でございますが、平成四年度の予算で申し上げますと、新たに創設をいたすことといたしております特別施設整備事業で二百億円の事業を実施する。それから従来から実施しておりますいわゆる一般の改修、改築等の費用として、そのほか約三百七十七億円、トータル五百七十七億円という形で老朽化等に対応する予算額を計上いたしているところでございます。

○平田(米)委員 説明を聞いてもどうもよくわからぬのですよ。私が聞きたいのは、要するに、今までの予算よりも一般財源から出てくるのはふえたのか減ったのかということなんです。端的に、幾らふえました、逆に減りましたというふうにご答えていただければよくわかるので、いっばい数字を並べられてごちゃごちゃ言うとかえってわからなくなってしまうので、わかりやすくお願い

します。

○泊政府委員 お尋ねの文教施設費そのものだけでの増減を申し上げますと、平成四年度は平成三年度と比較いたしまして百二十九億円の千二十七億円、こういうことでございます。

○平田(米)委員 千二十七億円でございますから、先ほど私が質問で申し上げたとおり、要するは実質七十一億円、一般財源から入っているのは減っているわけですね。では、二百億円は一体何のために積んだんだ、こういうことになってしまおうわけでありまして、特別枠を設けられましたというふうにおっしゃる宮澤さんの発言というのはペテンだという話になってしまおうわけですよ、本来一般財源も一定の率で伸びていらないといけないわけですから、平成二年度と三年度の間は約五十億円アップになっております。ということは、差し引きすると百二十一億円一般財源からの分については減ったというふうな評価もできるわけですね。片っ方で二百億円積みましよと言いなながら片っ方で百二十一億円減らしてよという計算になるわけですね。実質八十億円しかふえていないということなんです。今回の法律の意義はそれだけのものなのかなという感じがするわけですね。それだつたら余りにも国民をだますといえますかばかりに話でございませう。

私は、午前中大臣が述べられたように、二百億円積むからといって一般財源からの繰り入れを減らすなどということに到底許せない、そういう考え方が正しいと思いますが、実態はそうならないわけですね。それはまさにシーリングとということがあるのかもしれないが、しかし、こんなことをやっていたら、先ほど大きな穴をあけたとおっしゃいましたが、全然大きな穴にならないわけでございます。ことしはもう予算は通つてしまつたわけでありまして、平成五年度の予算でも、今回の法律は何のためにあるんだ、改正は何のためにあるんだということになると私は思うのでございませう。

○鳩山国務大臣 私も余り数字を細かく見ておりませんで、そういった意味ではもっとよく検討してみます。正直申し上げて、午前中の御質問にあつたような特会への繰入額あるいは繰入率というふうなものをどうしても中心に見てしまつたものでありますから、先ほども十分な御答弁をいたしませんで申しわけなく思つておりますが、先生御指摘のとおり、まさに、私が先ほど宮澤総理の御答弁の内容についても申し上げましたが、特会への繰り入れが減少されないように、先ほど具体的に阪大の医学部跡地というのが出ましたけれども、例えばそういうようなことがあつても、特会への繰り入れが減少されないようにするための法律であり、制度でありますから、今先生から御指摘のようなことがあつてはいけないわけございまして、二百億も実際のお金として現に存在するのではなくて、初年度に言えれば財投から借り入れる二百億でございますから、そういう意味で言えれば将来の大きく花開く芽としてでもつくろうというふうな形で、ことしは、予算は直接の一般会計からもらえなくても、財投からという形で出発しようというやや苦しい発車の仕方ではあるわけですが、今後これが大きく育つようには懸命に努力をしていきたいと思つて、それが多少育つたがゆえに、逆に一般会計からの繰り入れが減れば全く意味がありませんので、十分留意して平成五年度予算に向かつていきたいと思つております。

○伊藤委員 鳩山文部大臣はそう言つていますが、課長はどうですか。

○泊政府委員 今回の平田先生の御質問にポイントを絞つて予算額を具体的に申し上げてみますと、まず歳出ベースで申し上げますと、施設費のうち今話題となつております建物の老朽改築等を含めるいわゆる狭義の文教施設費として掲げておられるのが、従来から実施しております一般の文教施設費といたしまして前年度は八百九十七億円でございまして、それが今年度は、今先生からお話でございますように八百二十六億円でございませう。

で、一般の文教施設費という意味では七十一億円余り減少いたしております。ただ、もう一つ、先ほど申し上げましたように、新たに特別施設整備事業費というものを歳出ベースで二百億円確保いたしております。したがって、トータルいたしますと百二十九億円の増。ただ、これは歳出面で申し上げました。これが御案内の現下の財政事情にかんがみて、一つの工夫として、今回御提案申し上げました資金及び特別整備事業関連ということで、この特別施設整備事業費につきまして、具体的特定学校財産の処分が平成五年度以降に見込まれている。ただ、一方では老朽校舎等の改築は喫緊の課題だということで、この二百億円が初年度は財投資金を導入するという形に相なつているところが先生の御指摘になつた点ではなからうかと思つております。

○平田(米)委員 今回の説明、大臣も同じような説明をされましたが、二百億は借り入れだから、今回こうなつた、純粹に二百億のせることもできなかったし、実質七十一億円減つてしまつた、一般財源からの繰り入れが、これは全然理由にならないと思つておつた。僕はそういう説明をしておつても意味がないと思つておつた。だから、本当のところはどこにあるのかなと思つておつた。大蔵省と折衝の中で、こういう制度を認めてやるから今回は我慢しろ、恐らくこういうことを言われたのじゃないかと私などは見るわけでございますが、これも結局はシーリング枠というところに帰結をしよう、そして政治の力がないということに帰結してしまうので、私は泊会計課長をこれ以上責めるつもりはありませんが、大臣がおっしゃつたように、一般財源からの繰り入れが減少されるようでは、今回の制度を設けた意味は全くない、これはしっかりと御確認をしていただいて、平成五年度の予算ではこういうことはあり得ませんということを約束していただきたいと思つて、どうでございませうか。

○鳩山国務大臣 先ほどから先生に御指摘いただいている点については、残念ながらそういうス

ターゲットになつたという経緯がございまして、それは予算のいろいろないきさつもあつたのではなからうかと私もみずから知り得ていない部分については想像をいたすわけでございますが、これを大きく育てるために努力していきたいと思つて、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、一般会計から特別会計への繰り入れに影響が出ましたら制度をつくつた意味が半減してしまいますから、その点に十二分に注意をしたいと思いますと思つておつた。

なお、一般会計から特別会計に対する繰入額というものはもちろんずっとふえてきておつた、率、ピークがあつて、減つて、また少し上向きというふうなことを午前中から議論をいたしておつたけれども、一般会計から特別会計への単純な繰入額だけを見ておつても余り意味がない。それは当然人員費が大層に含まれておるわけですから、文部省全体で一つのベースアップが四百二、三十億円に響くというものは、それは過半は義務教育国庫負担金でありまして、もちろん膨大な国立学校関係の人員費も含まれておりますから、特別会計への規模が膨らむのは当然の必要経費の増としてこれは膨らんでいくわけでございます。それから、これからは特別会計への繰り入れというのは、人員費増以上にこれがきちんと拡大していくように、そして他方また新しく発足した制度を大きく育てるよう、両面の努力をしていきたいと思つておつた。

○平田(米)委員 今回の立場では約束ができません、ということなんだろうと思つておつた、当初に申し上げたとおつた、今の大学の惨状というのは救えないわけでございますので、総理もそして金丸副総裁もシーリング枠を考えなくちゃいけないとおつた、示していただきたい、それを大臣としてかち取つていただきたいと心からお願ひしておきたいと思つておつた。

予定の質問がこれで随分なくなつてしまつたも

予定の質問がこれで随分なくなつてしまつたも

予定の質問がこれで随分なくなつてしまつたも

のですから、あと簡単にこの法案についてお伺い
をしたいと思いますが、今回財務センターという
のがいわゆる第三章機関として設置をされてお
るわけでありまして、国立大学との関係というこ
を非常につきりしておく必要がある、重要であ
るというふうに思いますが、その点についてどう
いうふうに理解をしておいでになるのでしょ
うか。

○前畑政府委員 私どもこの法律案でお願いをい
たしております仕組み、つまり国立学校の移転等
によりまして不用になった土地を処分した場合
に、そのお金を単年度で費消することなく、一定
のプールをいたしまして計画的に使用する、こ
ういう仕組みをつくりたいと考えましたときに、
やはり一番大きな問題は国立大学との関係でござ
います。仮に文部省で直接そういった仕事を
国立大学の不用になった土地を文部省の所管の財
産にする、あるいは調査等も文部省で直接に行
う、資料の作成等もすべて行うということになり
ますと、これは各大学との関係で大きな摩擦が
出ると、こういうことが当然に予測されるわけ
でございませぬ。午前中の御質疑にもございま
した。大学自治といいますが、大学の主体性とい
うものを尊重しながらそういう仕組みを考
えたいという趣旨でございませぬ。国立学校設
置法の機関として財務センターとい
うものを設置させていただきます、そこでは、
国立学校設置法の機関でございませぬから、例
えば人事につきましても、教育公務員特例法を
準用いたしまして、文部大臣に対する自治権とい
うのが持たれます。また運営委員会あるいは評
議員会といふのが設置されまして、関係の大学
の学長あるいは教授等がこのセンターの運営に
参画をする、こういうことで、その性格からし
て国立大学と極めて類似した性格のもの、そ
して国立大学の側から、これを仲間内の機
関として見てもらおう、そういう性格のもの
として考えた次第でございませぬ。

○平田(米)委員 仲間内の機関という表現を
されました。要するに大学と対等である、
大学の自治

を互いに守り合う、こういう立場であるとい
うに理解してよろしいわけですね。
○前畑政府委員 そのような趣旨で御提案を
させていただいております。

○平田(米)委員 この財務センターの業務は、
法案を讀みますと全部で六つあるというふう
に私は讀んだわけですが、第九條の五の一号
から五号と、そして附則の第五項、合わせ
まして六つあるというふうに理解をするわけ
でございませぬか。
それに関連してあわせて質問をしておきま
す。例えば第一号前段の業務であります国立
財産の有効活用について協力、助言、これ
を行うということになっておりますが、この
協力、助言というのは、当該国立学校の要
請があつて初めて行うものなんでしょうか。
また、第二号の業務に調査というのがある
わけでありまして、調査についての目的、内
容、そして大学の自治との関係ですね。そ
の調査がどういふきっかけで始まるのか、
センターの独自の判断なのか、あるいは相
手方の大学の要請に基づくものか、また調
査の結果はどこに提出されるのか、文部省
に提出されるものならば、文部省はその
調査に基づいて何らかの対応をして、そ
してその国立大学にどのような働きかけを
するのか、その場合に、大学の自治に對する
配慮はどうされるお考えなのか、御答弁願
います。

○前畑政府委員 センターの業務を列挙いた
しますと、御指摘のとおり、本則第九條の
五各号が列記いたしております五つの業務
、それから附則第五項に規定しております資
料の作成を行う業務といふことになりませ
ぬ。本則九條の五の一号の前段にございま
す国立学校財産の有効活用についての協力
、助言といふことになりませぬと、やはり
先ほど先生御指摘ございましたように、こ
のセンターの性格また各大学の施設の管理
に對する立場ということからして、基本的
には各大学の意思を尊重し、その要請を受
ける必要な協力、助言を行うということを
基本に

て対処したいと思つております。ただ、場
合によりましては、センターが蓄積をいた
した情報といったものを各大学に積極的
に提供するということとあるかというふう
に思つております。

第二号にございませぬ。国立学校にお
ける教育研究環境の整備充実を図るため
、総合的かつ計画的に実施することが特
に必要な整備事業に関する調査」とい
うことになりませぬ。これは各国立学校
の個々の状況に関する調査ということより
は、むしろ近年指摘をされております国立
学校全体としての施設の教育、研究環境
といったようなものを把握いたしまして、
文部省として、あるいは国立学校特別
会計として、総合的かつ計画的に実施す
べき事業は何であるかというのを、いわ
ば各国立学校の状況をも踏まえながら、
このセンターでもって調査をする、こ
ういうことにならうかと思つてございま
す。したがって、個々の大学の意向とい
うこともございませぬが、全体的にこの
センターが国立学校の施設の状況を見
定めて、特に必要な整備事業といふもの
を調査をするということになるかと考
えております。

調査の結果につきましては、附則の五
項にまいりまして、そこで調査の結果に
基づきまして、特に必要とされる整備
事業といふものうち、「施設が老朽化した
ため又は狭いため教育研究を行うのに
著しく不適当である状態を解消するこ
とを目的として、ここにございませぬよ
うに、「特定学校財産の処分収入を財源
として緊急に実施される国立学校の施設
の整備に係る事業であつて、文部省令
で定めるものについて、その実施に關
する計画の策定に参考となる資料の作
成を行う」といふことになりませぬ。
調査結果自体を文部省が云々するとい
うことではなくて、調査の結果に基づ
きまして、財務センターがこの附則五
項によりまして資料の作成を行つてい
く、こういうことになると考
えております。

○平田(米)委員 大学に對する働きかけ
について御答弁いただけますか。
○前畑政府委員 センターが大学に對
して働きか

けるということですが、この特別施設整
備事業といふものをどのように対処する
かということにつきましては、基本的には
、現在も行われておりますが、各大学
において自分のところの施設をどうい
うふうに整備をしたいか、改修を
したいかというのが概算要求に関する要
望として提出をされてまいりませぬ。そ
の提出された要望について対処するに
当たつて、このセンターが作成した資
料を十分活用しながら、文部省として
特別施設整備事業を定める、こ
ういうことになるとございませぬ。

○平田(米)委員 そうしますと、文部省
の方から移転したらどうかというふう
なことはおっしゃらないんですか。
○前畑政府委員 大学の移転の問題につ
きましては、これはまず第一義的には
大学が主体的に決めたところによつて
、そして大学が主体的に決めたところ
によつて、大学の側で文部省に對して
、こういうふうな移転をしたいという
要望として提出をされるのが今までの
手順でございませぬ。文部省側から
その土地を明けてくれというふうな
ことをするつもりはございませぬ。

○平田(米)委員 手前はそうかもしれ
ませんが、実質そういうふうなことが
なるのかならぬのかというふうな
ことだと思つてございませぬ。今ま
ではこういうセンターがなかつたわけ
で、そういう中でどういふことが行
われてきたのかわかりませぬが、手
前はまさに今おっしゃつたようなこ
とだと思つてございませぬ。こ
ういふセンターをつくることによつ
て、実質的に文部省が大学の移転
あるいは大学の内容、いろいろな設
備についての計画などについて積極
的なアドバイスといふことが、そ
ういふことをされることになると
ございませぬ。

○前畑政府委員 そういふふうな御
疑問といふことと十分考えられます
ので、文部省で直接こういうふうな
仕事をやるというふうなことは適
当ではない。そこで、最初にお答
え申し上げましたように、国立学校
設置法の機関として設置をし、セ
ンターの所長の人

○平田(米)委員 大学に對する働き
かけについて御答弁いただけますか。
○前畑政府委員 センターが大学に
對して働きか

けるということですが、この特別施設
整備事業といふものをどのように対
処するかということにつきましては、
基本的には、現在も行われてお
ります。各大学において自分の
ところの施設をどういふふう
に整備をしたいか、改修を
したいかというのが概算要求
に関する要望として提出を
されてまいりませぬ。その
提出された要望について
対処するに当たつて、この
センターが作成した資料を
十分活用しながら、文部
省として特別施設整備
事業を定める、こ
ういうことになると
ございませぬ。

事、教授の人事、さらには評議員会、運営委員会という組織を設けて対処をするということにいたしておられますので、そういうふうなことは起こらないというふうに考えております。

なお、ちよつとつけ加えさせていただきますが、いわゆる省庁移転の問題がございまして、東京都区内の大学についても移転という問題がございまして、これについては私も積極的に働きかけております。

○平田(米)委員 先ほど大臣は、岩國さんが言っておられるような教育減反という話をして、首都圏にある大学を地方に分散させた方がいいんじゃないかと、私も同様の考えでございまして、それを全部大学の要望だけ聞いてやっておるといふことになりまして、それもできない、それを言うて大学の自治を侵害することになる。ここで矛盾に遭遇して非常に悩むわけでございますが、文部省みたくにあつさり、それは建前論からいけば大学の自治を侵害する可能性があることは一つもやりませんということになるのかもしれないけれども、果たしてそれだけでいいのかなという気もするわけであります。文部省がいろいろと各大学を支配下において強制的にやっていくなどということとは到底許されることではありませんが、しかし大学の自治だからといって大学が自分のことだけ考えていられないということにもならないと思ふのです。そこにこの財務センターをつくった意味があるのではないかと、私には考えたいわけでございますが、その辺をどう立て分けていくのか。非常に難しいことだと思ふのです。しかしやらなければいけないことじゃないかなというふうに思ふます。難しい回答になるかと思ひますが、大臣、一遍、この辺はどうですか。

○鳩山国務大臣 先生は弁護士であられますが、私は法律論を展開するのは極めて不得意でございますから、法律的に正しいことを言えるかどうかはわかりません。今前畑高等局長が文部省としての解釈論をいろいろと申し述べたところでございまして、率直に、今先生がおっしゃられた、その難し

い悩みというものをそのまま私も持つていっているわけでございます。つまり前畑局長が申し上げましたように、いわゆる中央省庁の都心部からの移転という中には当然文部省関係のものも含まれるわけで、これは一省庁だけぐらいいやれという課題に際して文部省もやっていきますというお話があったわけですが、将来の大学のいわば配置構想みたいなものを私たちが考えていかなければいけません。そういう場合の大学の自治とか自主性、自律性というものと私どもの働きかけとか構想というものを、年度の財務センターというものがどういふふうに絡むかということは大いに研究していかなければならぬ。将来のテーマだと思つておりますが、文部省として将来の大学の配置について何の構想もなくていくわけにはいかならないといふふうに私は思ひます。

また、先ほどの松前先生の御質問に対して私がお答えした趣旨というのは、大学の地方分散という言い方を何度もいたしまして、その言葉遣いでいいのかわかりませんが、本来勉学とか研究というものは、少しでも緑、自然に恵まれたところであつてしかるべきで、これからはそういう時代ではなからうかという発想を私は以前から抱いておりました。かつて、二十四歳で若くして夭折された立原道造という天才詩人が、東大の建築科時代の卒業論文に、すべての芸術家が彼の愛した信州、浅間山ろくに集まつて、それぞれに芸術活動をやったら、自然環境はいいし、お互いも刺激されてすばらしい成果を上げるだろうと書いて、私読んだことはありませんが、その天才詩人の建築学における業績が今でも高く評価されているといふふうに聞いておるのですが、それとやや似た発想で、自然環境に非常に恵まれたところに幾つかの大学が都心から出ていって、そういうところに大学村みたいなものをつくっていくといふのは一つの立派な構想ではありますまいか。伊藤委員長は地元の八王子にも大学が相当多く行つて、大学以外の学校も相当進出している。私どもに若干関係のあります共立女子学園も八王子に中

学と高校を持つていたりしているわけですが、八王子も今や大都会の一部なのかもしれません。そういう意味では、遷都論、首都機能移転論ではありませぬけれども、自然環境に非常に恵まれたところに学校村、大学村をつくるというふうなことは、将来当然考えていくべき構想であつて、そういう構想を考へる場合には、今先生が御指摘されたような難しい問題をどこかでクリアしていかなければならないと存じます。

○平田(米)委員 大変難しい問題だと思つた。大学の自治というのとはどこまでも学問の自由を守るためのものと思ひます。大学の自治も、大学人の良識、また学生の民主的な意見というのものも取り入れながらやっていかなくてはならない。同時に、大学というのは国民あつての大学でありますから、国民の意見もしっかり聞く大学でなければいけない。そうでなければ大学の自治はないという観点で、対等で誠実な話し合いの中で協議をしていってどうかなといふふうに私なりに思つておられます。基本的には大臣と意見は一致してはいるのではないかと思つておられますが、これはかりやっておるわけにいきませぬので、次の質問に移りたいと思ひます。

いずれにいたしましても、地方拠点都市整備法が今審議にかかつておるわけであります。あれも大学というものが非常に大きな位置を占めるといふふうに思つておられます。ただ、文部省は主管官庁になつておりません。また私国立大学の学部をすつと調べてみましたら、地方の大学は理科系は多くないのです。理科系がないところというのは地域の産業に与える影響というのもそんなに大きくはない。文科系を小さく見るわけではありません。両方がきちつとなければいけないわけでございます。地方の大学をもつともっと充実して総合大学化するというのも、東京の大学をあとにちちに移転する前にやらなければいけないことではないかと思ひます。今回の法改正は学校施設の狭隘化ということに

対応してつくられたわけでございまして、狭隘化した原因でございまして。また今具体的にはこれに対する対応というのはいないわけでございまして、例えば国立学校施設建築面積というのを予算事業量で見ますと、平成三年では二十八万一千平米、それが平成四年では二十八万六千平米で、わずか五千平米しかふえていないのです。予算は、二割まではいけません。ふえたといふふうには言えるわけでありまして。しかし伸び率からいいますと、予算の伸び率と面積、事業量の伸び率というのは大変違いがあるわけですね。狭隘化の原因をお示しいただいて、それに対する対応をどのようにお考えなのか、具体的な考えがあるならば示していただきたいと思います。簡単にお願いします。

○前畑政府委員 それでは簡潔に申し上げます。一つは、近年の科学技術の進展に伴う各種研究設備の増加及び大型化。二つには、研究室等における図書資料及び情報化対応のスペースの増加。例えばパソコンの導入等でございます。三つ目には、大学院の充実及び学生増募等、高等教育の発展に伴う学生数の増加、さらには留学生数の増加といふのがございまして。(平田(米)委員)対応と呼ぶ対応する方策がなかなかとれません。したので今日に至つておるわけでございまして、年度の平成四年度にお願いいたしております二百億の事業で五カ年計画を考えますと、私どもが緊急にやらなければならぬ事業量のおおむね半分程度は解消できようか、このように考えております。

○平田(米)委員 ちよつと質問の仕方が悪かったのかもしれないが、要するに、今までの学校を設置する基準があるわけですが、この基準がもう時代に合わないのではないかと、こういうことになつておるのです。例えば研究設備の増加や大型化、これは二十年も三十年も前につくつたような基準では対応できない。あるいは文科系でも研究室に図書をたくさん置かなければならなくなつた。書架をたくさん置く、こういうことになりまして。まあ数がふえるといふのは今までの算定基準でも対応できるのかもしれないけれども、今回の特別

施設整備事業の中で、これについての具体的な算定基準の見直しなどというのをお考えになつていないのでしょうか。

○前畑政府委員 国立学校の建物基準面積につきましては、昭和三十五年に設定されたものでありますので、先ほど申し上げましたような状況からすれば、必ずしも時代の進展に即応しないところもあろうかと思ひます。しかしながら、現在の基準に照らしてのいわゆる資格面積というものにつきましても、なお一〇〇%充足をしてない状況にもございませぬ。そういうふうな状況、それから今後における老朽、狭隘化の進展等も踏まえながら、今後この見直しの問題について検討してまいりたいと思つております。

○平田(米)委員 特別施設整備事業として行うものについては、例えば理科系はこれまでの何割増しとか、文科系はこれまでの何割増しなどということをお考えにはなつていませんか。

○前畑政府委員 この特別整備事業を行うに当たりましては、理科系学部については、現行基準に對しまして二〇%増、文系学部につきましては、現行基準に對して一〇%増を目途として対処したいと考えております。

○平田(米)委員 今の厳しい状況の中で、今のところこれかできないということなんだろうと思ひますが、局長ももう古い基準なので考え直さなければいけないというふうにもお述べになりました。ぜひともそういう方向性で考えていただきたい、検討していただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。

実は、私は平成四年三月にアンケート調査をいたしました。今の財政事情の中でシーリング枠を撤廃すれば一番いいわけでありますが、なかなかそれに至らない、いろいろな知恵を絞らなければいけないというところで、大学の支援財団、いろいろな答申の中でも提案をされておりますが、これを積極的に推進すべきだということで、前にも私は御質問をさせていただいたわけでありませぬ。国立大学、全といひましても九十五大学でござい

ますが、これに関するアンケート調査をいたしました。五十校から回答がございまして、回収率五二・六%でございませぬが、この「国立大学」大学院の支援財団に関するアンケート調査結果を少し報告させていただきたいと思ひます。

まず、「現在、貴大学、大学院に研究活動等のために、財政的に支援する「支援財団」がありますか。」と聞きましたら、「ある。」というところが十四大学、二八%、「ない。」というところが三十六大学、七二%でございました。

「支援財団はある。」と答えた十四大学に、「現在の支援財団」に満足しているかどうか」と聞きましましたところ、「満足している。」というところが三大学、「満足していない。」というところが九大学で、無回答が二大学でございました。

「満足していない」と答えた九大学に、その理由を伺った。ならば、「財政基盤が弱い。」また、「大学全体としての支援財団でない。」それ以外にも同様な御回答がございました。

また、「満足していない」と答えた九大学に、現在の「支援財団」に関する改革案の有無を伺った。は、「改革案は持っている」というのが七つございませぬ。

「改革案は持っている」と答えた七大学に、その改革案の要旨を伺った。ら、「基本財産増額のための基金活動を企画し、実行している。」「大学全体をカバーできるものを検討中。」である、このようなお答えがございました。

「支援財団はない」と答えた三六大学に、近い将来、支援財団の創設の予定があるかどうか」ところ、「予定している。」というものが二大学、「予定は全くない。」というものが三十四大学ございませぬ。

そして、「創設の予定は全くない」と答えた三十四大学に伺った。ところ、将来、支援財団を創設したい。」と思つているのが九大学、「創設しない。」と考へているのが三大学、無回答が二十二大学でございました。

「現在の「研究設備費」に満足しているか」というふうに聞きましましたところ、「満足」はゼロでございませぬ。

それで私は、この支援財団には、民間のお金はもちろんでございませぬが、地元の地方公共団体からもぜひとも寄附をしていただきたい。なぜならば、地元国立大学が振興、発展することは即ち地域の発展につながる。したがって、地方自治体としては地域振興のためには地元国立大学を応援することは大変効果的な方法であると思ひましたので、地元国立大学がおりますところの市町村、そして県にもアンケート調査を同様にいたしました。

実施日は平成四年三月でございまして、都道府県の回収率は五三・二%、市町村は七十一%の市町村に出しましたが、回収率は四六・五%でございました。

その結果を申し上げますと、「地元にある国立大学の研究環境に関して、どう思われるか」と伺いましたら、「劣悪な状況にある。」と答えたのが、県が五、市町村が九でございました。「劣悪な状況とは思わぬ。」と答えたのが、県が四、市が十五、四四・四%でございました。無回答が、県が十六、六四・〇%、市が九、二七・三%でございました。そして無回答のうち十三府県は状況未掌握のため答えられない、また四市町村も状況未掌握であるので答えられないという返事でございました。

「地元にある国立大学の研究費、校費に関して、どう思われるか」と伺いましたら、「少なすぎる。」というものが、県が六、二四・〇%、市が十六、四八・五%、無回答が大変多くて、十八府県、七二%、市町村が十三、四九・四%でございました。

「地元にある国立大学は、地元の発展に貢献すると思われるか」と伺いましたところ、「大きな貢献を果たすと思ふ。」ある程度の貢献はあると思ふ。」の合計で、県は六八%、市町村では何と九一%がそのように思うという御回答でございました。

「地域の発展のために、地元の国立大学に何らか

の支援をしたいと思われるか、これに對しましては、「現に支援している。」というものが、県が十二、四八%、市が十四、四二・四%。「現に支援はしていないが、できる方法があれば支援したい。」というものが、県が六、二四%、市が十七、五一・五%でございました。「現に支援している。」あるいは「現に支援はしていないが、できる方法があれば支援したい。」というのを合計で見ますと、県が七二%、市は九四%に上ります。

「大学の研究費を充実させるために、地元国立大学に「大学支援財団」を設立する方法に関してどう思われるか」と聞きましましたところ、「賛成です。」というものが、県が三、市が八でございました。「どちらとも答えられない。」というものが圧倒的に多くて、県が十九、七六%、市が二十一、六三・六%でございました。それはその場になつてみないとわからないということだと思ひますが、しかし、支援していただける可能性が十分ある数字ではないかというふうには私は見えております。

そこで、「地元国立大学の「大学支援財団」の設立について、基本財産の提供をはじめ協力される考えはあるか」と聞きましましたところ、「支援財団の基本財産の提供も含めて設立について協力する」というのが県はゼロで市が一でございました。「支援財団が設立されれば自分の寄付をする考えはある」というのが県が四、一六%、市が七、二一%でありました。これも無回答が多くて、県が七二%、市が五四・六%が無回答でありました。これもやはりその場になつてみないとどういふお金を出す、出さないというのとはつきり言うべきではないという公共団体の考え方が出ているかと思ひますが、出さないという考えではない、こんなふうには私に思つております。

こういう状況を見まして、アンケート結果を見まして、まずお伺いをしたいわけでありませぬが、もう時間がありませんので、まとめてお伺いをいたしますので、まとめてお答えをいただければと思ひます。

まず、各国立大学に大学の教育、研究活動に資

するための大学支援財団、これを設立することについて文部省は積極的な消極的なのか、これが一つです。

それから、アンケート結果によりますと、国立大学の地方公共団体の相当数において大学の教育、研究環境が劣悪な状況にあることが認識されておりません。これは情報の提供の不足によるものではないか、こんなふうに思いますが、これについての現在の対応、また将来の対応について御説明をいただきたい。

三番目に、大学支援財団の設立は、各国立大学自身が熱意を持って当たらなければ基本的にはできないことだと思うわけでありますが、しかし、その熱意がプラスしてノウハウというものがあればいいかと思えます。文部省としては、ノウハウの積極的提供について考えがあるかどうか、お聞かせをいただきたい。

四番目に、大学支援財団を設立したいと考えている大学も、現状の文部省の基準は厳しいと言っております。例えば基本財産が一億円以上でなければならぬとか、あるいは一大学に一財団でなければならぬという基準は窮屈だ、こういう意見がございまして。また既設の財団がある場合の取り扱い、これもあわせて文部省の考えをお伺いしたいと思っております。

最後に、大学支援財団については特定公益増進法人の証明を与えるべきであるというふうに考えますが、文部省のお考えをお聞かせいただきたい。特に、これまで大学支援財団で特定公益増進法人の証明を受けたのが幾つあるのか、また既存のもので六十二年以降設立されたものは三つ、これは全部証明を受けているようでございまして、既存のもので証明を受けているのが幾つあるのか、お教えをいただければと思います。

以上です。
○鳩山国務大臣 ほとんどは政府委員からお答えを申し上げますが、私の感想だけ申し上げれば、一つは支援財団の問題については、かつて公益法人がいろいろ問題のあるものが多過ぎるという時期

期がございましたから、十年あるいは十五年ぐらいにわたってこうしたものが抑制される傾向にあったし、現に抑制してまいったと思えますが、その後臨教審の答申もございまして、大学が支援財団を持つとかあるいは自己基金の充実を目指すべきというようなこともございまして、現在にむろ積極的にはこれは支援をしようというふうな態度を改めておりますが、それではどどん支援財団ができてきつつかあるかという、残念ながらそういう状況にはないということ。

それから、先生からの懇切丁寧なアンケートについての御報告を承りながら思いましたのは、支援財団というような有効な方法がありながら、現実には非常に少ないということ、そしてまた、あってもそれが十二分に機能しているとは限らないのだなと思つた点がございまして。

そして、地方公共団体についていえば、私どもの宣伝の問題もあろうかと思いますが、正直言って地方自治体も自分のところに大学を持つてこいという陳情が非常によくある。大学を一つ持つてきてくれというふうな話、あるいは大学ができれば地域に貢献してくれるのだがなという意識は強く持ちながら、現に自己のテリトリー内にある大学についての具体的な関心というのは案外薄いのだなということも先生のアンケート結果から感じました。

○前畑政府委員 まずお尋ねの、各大学の悩んでいる様子が果なり市なりに伝わっていないのではないかとこのことでもございまして、これは先般の三次行革審の二次答申でも御指摘がありました。地方の国立大学と地方自治体との関係が必ずしも緊密に保たれていないということに大きな原因があらうかと思えます。私どもとしては、今後地方の国立大学につきましても、「地域の要請を適切に受け止め、相互の交流・疎通を図るため大学と地方自治体等との協議機関を設置する。」という行革審の答申の指摘を受けとめて各大学に指導を

してまいりたい、このように考えております。支援財団に対する取り組みのノウハウが不足し

ているということでもございまして、これは先ほどのアンケートでも承りましたように、国立大学につきましても、財団法人を設立するまでもなく、ストレートにそれぞれの学部なりあるいは学科なり研究室にお金が入る奨学寄付金というシステムがございまして、必ずしも財団をつくって、そのファンドでということについての関心が低いのではないかと思っております。私どももいろいろな機会をとらまえて、そういう財団の設立ということについて大学側の関心を高めてまいりたい、このように思っております。

なお、財団設立の際の基準につきましても一億円と決めておりますが、これは先ほど大臣の御答弁にもございまして、公益法人についていろいろな問題がありました際に、財団という以上、基本財産を確立すべきであるということからそういう対応をいたしております。

また、各大学一つという問題でございまして、これにつきましては、既に複数の後援法人が設立されて、それぞれ適切に実績を上げている場合等につきましても、さらに増設をするということについても対応させていただいております。

特定公益増進法人の問題でございまして、必ずしも正確には把握をいたしておりませんが、帯広畜産大学、長岡技術科学大学、大阪大学、小樽商科大学、鹿児島大学、東京農工大、東京大学の経済学部、東京工業大学等々、国立大学につきましても十一ほどが特定公益増進法人に指定をいたしております。したがって、多くのものはそういう指定を受けていないという状況にあるかと思っております。

○平田(米)委員 時間が参りましたので……。少ありがとうございました。
○伊藤委員長 御苦労さまでした。
山原健二郎君。
○山原委員 本法案の質問ですが、最初に財務センターについて質問をいたします。

施設解消は望めないのではないかと疑問を持っております。この点をちょっと申し上げてみますと、昨年の十一月に国大協がまとめた国立学校財政基盤調査研究委員会の第二中間報告が出ておりますが、これによりますと、「施設の狭隘化と老朽化」の項で、これは読み上げる必要はありませんけれども、全国の国立大学で教育、研究施設の極度の狭隘化が進んでいる、さらに既設の建物の構造的な劣化の進行も著しい、こうしまして、建築後既に三十年前後を経過し、内面、外装ともに傷みが激しく、緊急に改築、改修等の適切な対策を講じることが必要となっている、こういうふうな指摘しておりますし、けさの文部大臣の東京大学の例を出しておられました、大学を訪問しても、実際はそういう状態にあるまことに深刻な事態であるということは、認識は一致すると思っております。

ところで、文部省の特別施設整備事業五カ年計画は、予算規模で各年度二百億円、合計一千億円、またこれによって解消される老朽施設面積は約三十五万平方メートル、スペース拡大分を含む事業費で四十万平方メートルだと説明を受けています。ところが一昨年五月一日現在の数字で築三十年以上の建物面積は百六十八万平方メートルに上ります。しかも年ごとにその数字はふえ、改築が行われずこれから三年経過するとなると、三百八十九万平方メートルに達することになります。この三十年間前後を経過した建物を文部省計画の年間約七万平方メートルというペースで整備するとすると、五十年以上もかかることになりまして、これでは特別施設整備事業が進められておる間に次々と新たな老朽施設が増大していくことになるわけがございまして、この悪循環を断ち切るためには、老朽・狭隘施設整備事業に国立学校の財産処分収入だけでなく、一般会計からの繰入金も思い切つて手当てをする必要があるという点はどのようにお考えになった結果でしょうか。

○鳩山国務大臣 私どもは、今回の設置法改正の

中で特別施設整備資金、そして国立学校の財務センターをつくって、初年度の二百億が財投の借り入れであるという苦しいスタートであることは、先ほどお話をしたとおりですが、例えは五年間で一千億というような計画を立ててやってみるが、先ほどの平田委員からの御質問に対して私なりにお答えをしておりますように、国立学校特会への一般会計からの繰り入れという、何も私どもがこういう工夫をしなくても、本来一般会計がそうしたものをを出してくれる、このことを守りあるいは拡大しつつ、また他面この財務センターを使って特別施設整備をやっているということと、あくまでも両方やっつけていこうということになります。

○山原委員 この法律によりまると、附則第五項に「施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不適當である状態を解消することを目的として、特定学校財産の処分収入を財源として緊急に実施される国立学校の施設の整備に係る事業」、この規定しております。このように法律上書き込んでまいると、老朽、狭隘施設解消を目的とした施設整備は特定学校財産の処分収入で賄えという法的根拠を財務当局に与えるのではないかと懸念をもちますが、これについてはどういってお考えでしょうか。

○前畑政府委員 御提案させていただきますとおり国立学校特別会計におきます特別施設整備資金の設定でございますが、これはあくまでも一時に多額の財産処分収入が見込まれた場合に、それを単年度で費消することなく、いわばプールをしておきまして、計画的にそれを歳出に充てたい、こういう趣旨のものでございます。したがって、特別施設整備事業と申しますのも、この資金の財源でもって対処できる事業、こういうふうな逆に特定学校財産処分収入を財源として緊急に実施される事業ということでございますので、先ほど大臣から御答弁がございましたように、当該処分収入と見合わない施設の整備事業はもとより一般会計繰り入れでもって対処をしていく、こ

うことになりま

○山原委員 特別施設整備事業のほかに従来の国立学校施設整備費があることはわかるわけですが、新増設も多いわけですし、また不足整備面積も約百六十万平米に達するような状態ですから、結局老朽、狭隘施設解消は特別施設整備事業の枠で行えということになる懸念があるわけですね。

そしてさらに、もう一つの問題としてお聞きしておきたいのですが、特別施設整備資金は当分の間置かれる制度ですね。ところが国立学校財務センターは恒常的機関として設置をされることになっていくわけですが、これはどういう意味でしょうか。

○前畑政府委員 財務センターは本則の九条の五で一号から五号まで事業を掲げておりますが、これは今後におきます国立学校の財務の改善に資するためには恒常的に設置されることが必要な機関、このように考えて御提案をさせていただきますところでございます。

特別施設整備資金は、先ほど来御指摘がございませうように、施設が老朽化またはその老朽化したためまたは狭いため教育、研究を行うのに著しく不適當である状態を解消することを目的として特定学校財産の処分収入を財源として行えるものでありますので、いずれか一方が成立をいたしませんと、これは成り立ちませんので、例えば特定学校財産処分収入が見込まれなくなった場合、あるいは老朽、狭隘が解消された場合には、この資金を設ける理由がなくなる、こういうことで「当分の間」とさせていただきます。

○山原委員 次に、このセンターですが、その役割は特別施設整備事業の財源確保ということと、それからもう一つ、それだけではなくて、国立学校の財務の改善に資するための業務、こういうことで各国立学校に財務改善の自助努力を促すという広い役割を担っております。これではちょっと私は思ひ出すのですね、けれども、ちよと八年前、いわゆる臨教審で教育の自由化

論が出ましたときに、この問題が随分論議をされたことがございます。民活論が一世を風靡した状態が一九八四年、ちよと八年前のことだと思いますが、当時中曾根首相が自民党の軽井沢セミナーにおいて講演をしております。「国公有地、国鉄の所有地を民間に解放して、都市計画、経済活動、その他に使ってもらうことを始めています。」

「これを民間のデベロッパーや建設会社の力を借りてやろうということ。全国を調べてみると相当膨大な土地があるんです。行政財産になるともつとたくさんある。東京大学の持っている土地なんか、一説によると埼玉県ぐらいの広さだそうですね。もちろん演習林なんかもあるでしょうけど、ね。ともかく、官公庁が持っている土地で活用できるものはそういう形で工夫してやろうということでございます。」

「この考え方のいろいろな曲折はあるけれども、根本に貫かれています。センターの業務第一項には、「国立学校財産の適切かつ有効な活用」とありますが、国立学校が有する所有地などを処分促進する役割をセンターが担うことになるのではありませんか。この点を伺っておきます。」

○前畑政府委員 国立学校が所管をいたしております財産の中で使用されなくなった、例えば例に出しております大阪大学の医学部跡地などは、既に吹田の方に移転をいたしておりますので、これは使用されなくなっております。いわば遊休地になっておるわけでございますが、そういうものについては、この財務センターが所管がえを受けまして処分の促進をするということにならうかと思ひます。しかしながら、現に有効に活用しているものについては、そういうふうなことが起こるといふことは、毛頭考えられないところでございます。

○山原委員 その点で、大学の自主性の尊重あるいは大学の意向を踏まえて財産の有効適切な活用を図るということ、そういう意味での大学の自主性というものについてはどういふ配慮がなされているのでしょうか。

○前畑政府委員 大学の自治と言われまるときに、一つには、もとより教育、研究活動を自由に行うことができる、さらには大学の人事に対する自治権という問題があり、さらには施設の管理についても、大学がある程度においては自主的な管理権を持つということがとられておりますが、そういう観点からいたしまして、従来から大学の校地の問題につきましては、大学の自主性を十分に尊重してまいったところであります。

しかも、この国立学校財務センターは、国立学校設置法機関として設置されますし、教育公務員特例法を準用する機関でございますので、そこにおいて運営委員会あるいは評議員会等が設置されまして、このセンターの業務については、そういった委員会の意見のもとに適正に運用されるものと考えております。

○山原委員 次に、センターは、国立学校の財務の改善に資するための業務を行う、そういう機関とされているわけでございますから、この法律規定のため、センターが行う財産処分はできるだけ処分収入が大きくなることを求められて、公共用地や緑地の確保などよりも、むしろ民間への払い下げが優先されることになるのではないかと、そういう危惧を持たざるを得ません。

例えば、今国立大学所有地の少ない部分といたすのは、いわゆる一等地なんですね。それが多くあると思われま

では、必要に応じて国有財産中央審議会に諮った上で適切に処分がされてきたところでございます。この特定学校財産につきまして、従来と同様、大蔵省の所轄財務局に処分を依頼するという事にいたしておりますので、御指摘のようなことは起こらない、このように考えております。

なお、大阪大学の医学部跡地につきましては、土地の高騰といったような問題もございまして、今大阪市の方で主導的に市街地再開発事業として取り進めているところというふうに承知をいたしております。

○山原委員 次に、特別会計制度発足当時は、一般会計からの繰入率は大体八二%ないし八三%程度であったわけですね。それから学生納付金や病院収入、財産処分収入などの自己収入は一七%から二割程度であったわけですが、今年度予算では一般会計からの繰入率は六二%にまで低下しております。

そこで、文部省関係者の国立学校特別会計研究会が著した「国立学校特別会計制度のあゆみ」というものがありますけれども、その中で、当時関係した方が座談会をやっております。これを読みますと、このことが当時問題になっておりました。「少なくとも八〇%以上の繰り入れ金は常時保障してもらいたい」ということがお互いの交渉の過程で話に出た。「法定してくれ」という意見があったのです。「たしか口約束で終わったと思います。」「紳士協定のようなもので、予算でそのつと悪いようにはせぬというふうな事だったですね」というような証言がございまして、いわゆるこういう一般会計からの繰り入れというこの原則が次第になし崩しにされて、今や繰入率は約六割というふうにならなくなってきております。ここに国立大学の財政困難の根本原因があるわけでございます。このことにメスを入れないで、国立大学の自助努力で財務の改善を図ろうという本法案の基調は、今の危機打開の本筋から外れているのではないかと、この繰入率引き上げ、あるいはシーリング枠

撤廃、あるいは大学予算の技術増額を固るべきではないかと思いますが、これは大臣のお気持ちも一緒だと思えますけれども、あえてここで何っておきたいのです。

○鳩山国務大臣 その点は毎回申し上げておられますように、文教予算のいわば構造をこのままにしておいて五年、十年経過をすれば、人づくりというものが大変大きな障害に直面して、あらゆる場面でも、さっさといかなくなるのではないかと、このことを繰り返し申し上げてきたところでございまして。全国会議員、全政府関係者の皆さんの御理解をいたしまして、一工夫、二工夫、あるいは抜本的な改革という大きな工夫をしていただいて、文教予算が飛躍的な増大を遂げるようにいたしませんと、いわゆる初等中等教育段階においても、そして最近とみに話題になる高等教育の問題、それは先生たびたび御指摘の施設設備の老朽化、狭隘化だけではありません。いわば先端科学技術の問題、科学技術立国を目指す日本が、ましようか、科学技術立国を目指す日本が、そういう面で国際貢献をして世界から尊敬を集めるべき日本が、そのような道をたどれないときに国全体がどういう運命のもとにさらされていくか、その辺をもっと真剣に考えなければならぬ。ですから、もちろんスポーツとか芸術、文化の点も含めてではありますけれども、とりわけ教育の予算というものについて、私は深刻に悩み、真剣に考えてきているつもりでございます。

今回の設置法によってそういう一つのちよつとした工夫を凝らすことができたわけでありまして、いわゆる根本的な予算増額の問題としては、国立大学のために特別会計に対しては一般会計からできるだけ多くのお金をいただくという今日までの姿勢をさらに強化して臨み、他方、その特別会計内ではこのような工夫をすることを今回の予算で大蔵省に認めていただいた、こういう状況にあります。

○山原委員 次に、教養部の改組問題であります。これまで、京都大学では教養部を教養学部にして、神戸大学では教養部を総合科学部として改組するということが検討されていきましたが、それが文部省の認めるところとならず、急転直下今回の改組となったわけですね。この改組については、一昨年暮れあるいは昨年から実質的に始まり、急いだ改革となり、学生の声、職員の声が反映されていかなどという批判も起り、相当無理を重ねた改革となったというふうにも聞いております。また学内民主主義上問題もあるとの批判も上がっております。教養部改組問題を含めて、改革に当たっては当然学内の各層の意見を十分反映することがまず基本的に大事だと思っております。またこの改組に当たっては、各大学で自主的に判断するものであつて、教養部としてそのまま存続する、また教養部を教養学部とするなど、さまざまあり方があつてしかるべきだと思っておりますし、文部省として教養部改革を押しつけることがあつてはならない、あくまでも各大学の自主的判断、自主的改革によるものだと説明すべきだと思っておりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○前畑政府委員 私ども教養部の改革構想を各大学から聞きますときには、学生の側に対する配慮というのを特に重点的に求めています。往々にして教養部を教養学部にするという構想について学生はどうするかと聞きますと、学生は今までのとおりでありますという回答が返ってくることもあります。そういう点で、学生に対して一般教育をどのように行うのかという点について重点的に聴取をいたしておりますが、いずれにいたしましても、教養部を廃止して学部をつくるということとは大変大きな改革でございます。こうして国会の御審議も煩わせなければいけない問題でございますので、改組をした後に果たして円滑に教育、研究が行われるかということ、ただいま先生御指摘のとおり、一にかかつて学内の合意が円滑に円満に得られているかどうかということにかかわる問題でありますので、私どもとしては十分学内の合意の形成ということについても確かめながら対処をいたしておるつもりでございます。

○山原委員 一般教育の問題ですけれども、昨年、一般教育と専門教育の区分をなくしまして、卒業のための最低の総単位数を規定するにとどめるとして大学設置基準をそのように改めたわけですね。しかし、その前の大学審議会答申は、この区分を整理することについては、一般教育を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある。こう述べておられて、「本審議会としては、一般教育の理念・目標は極めて重要であるとの認識に立ち、それぞれの大学において、授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念・目標の実現のための真剣な努力・工夫がなされることを期待する」というふうになつておるわけですね。ところが、今度京都大学、それに神戸大学の授業科目、取得単位を見ますと、京都大学の場合、カテゴリーⅡでこれまでの一般教育を組み、取得単位は十六単位、カテゴリーⅠで高度な一般教育となり、とりよるようになってはこれまでの一般教育をとらなく、専門教育に近いものの取得で済むようにもなつておるわけでございます。また神戸大学の場合、一般教育十六単位、専門基礎を入れると二十四単位というぐあいになり、それぞれ一般教育の軽視となつておるとの指摘も出ております。もともと戦後の一般教育は、大学設置基準協会の昭和二十六年の「大学に於ける一般教育」によると、「我が国の新制大学における一般教育は、大学教育の本来の意義から必然的なものであり、今日の我が国の社会的、政治的現実から不可欠のもの」と述べて、「学生が善良な社会人として有意義な生活を営み、かつ民主社会に有用な一員として寄与することを可能にする教育」と位置づけておられます。したがって、これだけ重視されたこの一般教育が、これは今度の京都と神戸が最初の改定になるわけですが、この一般教育十六単位というものを、今後の教養部改革に当たっては、他の大学に押しつけるべきではないかと思っておりますが、それはどのように理解してよろしいですか。

○前畑政府委員 先ほど来御指摘がございまして、私どもは、大学側が教養部問題あるいは一

般教育改革問題についてどういふふうに対処するかというの、基本的に各大学が主体的に考えるべき問題であるといふふうにとめておられます。したがって、京大、神戸大の改革方式をモデルとして押しつけるといふようなことは毛頭考えておりません。

○山原委員 京都大学及び神戸大学の改組に当たって、教職員の定員増がない改革、定員増がないと一般教育の改善につながるのと批判がございします。大学の改革に当たっては、教職員の増を文部省として保障すべきだと私は思います。京都大学の場合、最低十五名の職員増がないと職員勤務が大変になると、これまで増員を要求してきた向きもあるわけでございまして、文部省としては積極的にこの定数増についてもこたえるべきであると思ひますが、この点についてお伺いをいたします。

さらに、この間教養部のあり方が大変問題となつています。というのは、条件が極めて劣悪だということなんです。例えば定員増によつて定員オーバーする授業が続出して、最初の授業の時間に着席している学生のみ受講を認めるといふ教官が出てきたり、また授業をとるのに朝の五時から便所の窓から侵入して席をとらなければならぬという例も出ています。これは大学の名前を言つてもいいのですけれども、朝の五時半に教室が満員となる例も生まれています。また最大百三十五人用の教室で行われる講義に千五百人の学生が登録、教官が授業に出ないでくださいと言ふような事態も生まれているわけでございまして、授業を受けましても、立ち見、また双眼鏡を使わなければ黒板の文字が見えない。結局ノートもとれず、だんだん講義を受ける学生が減る、そういう事態が生まれているわけでございします。

これでは一般教育が学生から嫌われる。高校や予備校以下だ、大学に入つてがっかりした、そういう声も出る始末でございします。これは教養部改革どころか大学の条件整備の問題が問われるわけでございます。一般教育を重視するといふの

なら、こうした条件を整備することが先決ではないでしょうか。そのための教官の増、施設の改善を図るべきだと思ひますが、この二点について最後にお伺いをしたいのです。

○前畑政府委員 京都大学の教養部改革につきましては、御提案させていただいておられますように、新しい学部に入学生定員が純増でつきましますので、それに伴ひまして、学年進行で所定の教職員定員の増を措置することと予定をいたしておられます。神戸大学は入学生定員の増がございませんで、現定員でやつていただくということになつております。

なお、教養部など一般教育実施体制の現状につきましては、御指摘のように、かねてからいろいろな問題点が指摘をされております。各大学におきましては、これまでも増して、その教育のあり方についてカリキュラムの問題、あるいは教育方法の問題等について鋭意検討が行われておられるといふふうにとめております。私どもとしても、このような各大学の自主的な努力の状況を見ながら、必要な対応について努力をしてみたい、このように考えております。

○山原委員 大臣の方に、私が最後に申し上げた教養部の実態ですね、御承知だと思ひますから、私はあと説明しませんが、これはやはり改善しなければならぬと思ひます。この点についての見解を伺つて終りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 一般教育と専門教育の区分をなしたというところは、一般教育を、一般教育といふ言葉は私は余り実はまだなれておらないので、従来から言うリベラルアーツといふ言い方の方が何かびつたりくるような気がするのですが、そういうリベラルアーツを軽視するとか無視するといふことではありませんで、むしろいゆる一般と専門の間の区別をつけることに無理があるとか、有機的な関連性が十分確立していないとかといふ点で、まさにそれぞれの大学が自主的に判断して、一般教育も重要、もちろんその一般から専門へ移行していくプロセスも重要、そして専門教育も深

くやつてくださるということではお任せをしたような形だと思ひますが、まあそうした趣旨をもつと徹底するように、これは決して他の大学に押しつけるというのではなくて、一般教育の重要性ということについては、私など相当強く認識をしておりますから、これからも訴えていきたいと思ひますし、もし山原先生が今おっしゃつたような、何か巨人・広島戦の切符を手に入れるみたいな形で、並ばないと席に着けないとか、席に着かないと出ていかなざるを得ないといふようなことがあれば、これは大変なことだと思ひますが、よく実態を聞いてみようと思ひます。

○山原委員 終わります。

○伊藤委員長 御苦勞さまでした。

柳田委員 御苦勞さまでした。

○柳田委員 この法案では、国立大学の学部再編と施設整備のための施策が盛り込まれております。私は、この法案の具体的中身に入る前に、高等教育の充実について、まず政府の姿勢をただしたいと思ひます。

昨年の十二月十二日公表されました臨時行政改革推進審議会の第二次答申の中で、大学の将来あるべき姿として、特に地域社会や地域産業との共同研究・共同活動の推進、大学と地方自治体との協議機関の設置、地域住民への生涯学習サービスの提供という方向を示しておられます。このことにつきまして、政府は十二月二十八日の閣議で決定を行つておられますけれども、この方向性については私も積極的に評価したいと存じております。しかしその中で、「最大限に尊重する」といふ言葉は非常にすばらしいと思ひますが、その直前にある「中長期にわたる課題」といふ、この言葉が大変気にかかります。私も、この課題については、中長期にわたる課題というよりは、緊急にすべき課題だといふふうにと考えておるのですね。先ほど申しました答申の中身、問題につきまして、今後どのように取り組んでいかれるのか、まずその方針をお伺いしたいと思います。

○前畑政府委員 御指摘のいわゆる三大行革審の第二次答申におきましては、いろんな重要な御提言をちょうだいいたしておりました。私どもとしても積極的に対応していきたいと思ひますが、ただ、中長期的に受けとめざるを得ない課題もございします。それは、御案内かと思ひますが、地方の国立大学について地方自治体への移譲等についての御提言がございします。これは条件整備の問題もあつたり、あるいは関係者の合意の形成等、非常に難しい問題もあつたので、そういう問題については中長期的に受けとめざるを得ないと思ひますが、また国立大学についての組織・運営については、「法人化など設置形態の見直し」といふ問題もございします。いろんな大きな課題もございしますので、できるものにつきましては積極的に対応いたしましたが、全体としては中長期的に受けとめさせていただきます、このように考えておるところでございします。

○柳田委員 今御答弁されたことについてはわかりました。先ほど申しました、地域社会や地域産業さらには大学と自治体の関係、住民へのサービス、この辺については、中長期的ではない、早急にするといふふうにお考えでございませうか。

○前畑政府委員 この提言の中にございします、例えば「地域社会や地域産業との共同研究・共同活動を推進する」といったことにつきましては、例えば地域共同研究センターといったようなもの設置を六十二年度以来積極的に進めております。今後とも積極的に対応したいと考へております。また地方の要請を適切に受けとめるための「大学と地方自治体等との協議機関を設置」といったことにつきましても、機会をとらえまして関係者に留意を求めてまいりたいといふふうに考へておるところでございします。さらに「地域住民に対する生涯学習機能を積極的に発揮する」といふ点につきましても、これも私どもの生涯学習審議会の提言を受けとめながら積極的に対応してまいりたい、このように考へております。

○柳田委員 今大学と地方自治体との協議機関に

ついでには機会をとらえてという御答弁でありましたけれども、機会というのはどういう機会でございますでしょうか。

○前畑政府委員 例え、例年六月にお願いいたしております国立大学の学長会議であったり、あるいは秋に開催されます国立大学協会の総会の席、そういうことを念頭に置いて申し上げたとところでございます。

○柳田委員 では、その機会にはこの辺の協議に入られる、協議機関の設置についてもいろいろ提起しながら進めていくということでもよろしいのでしょうか。つまりことしの六月スタートかもわかりませんが、年末かもわかりませんが。

○前畑政府委員 そういう機会に、行革審からこういう答申が出た、政府としてこういう答申をちょうだいをしたので、各大学長におかれても御留意をいただきたいということをお願いいたしたいと思っております。これらはあくまでも各大学が主体的に取り組みべき問題ということでございまして、私どもの方では、そういうふうには御留意を促すというのが適切な対応ではなからうかと考えておるところでございます。

○柳田委員 大学の主体性、文部省としては御留意を促す。いろいろ問題はあるかと思うのですが、やはり大学はその地域の大学であるというのも一つの特徴ではあるかと思うのです。大学の主体性というのをごまかす認めべきなのかという問題があるかと思うのですけれども、できますれば、御留意を促すだけではなくて、指導に近いまでお願いをしていってほしいなというふうにお願ひなのですが、そこまで踏み込んで進めていけないものではないでしょうか。

○前畑政府委員 大学の運営について外部の方の意見を反映させる、あるいは外部の方の意見を受けとめる仕組みをつくるということは大変重要なこととございますので、従来から幾つかの大学には参与という制度も設けているところもございまして、しかしながらなかなかこれも既設の大学に広がっていくというふうな状況にはございません。

私どもとしては、参与制度の活用といったことも含めて、外部の意見の受けとめ方について留意を促すというのがやはり適切ではなからうか、このように思っております。

○柳田委員 開かれた大学をつくるということで大変評価をしておりますので、できるだけ努力をしていただければと思います。

よく言われますけれども、大学の活性化ということが聞かれます。この活性化ということを考えてみますと、地元の若者に進学を機会を与える、これはもちろんであるでしょうし、また地域企業へ人材を提供する、また地域文化の振興や公開講座などを通じて、地域住民に対する生涯学習や、地元企業に勤務する人に対して再修学の機会を与えるようなリカレント教育を提供する、こういうふうなことを通じて地域社会に対して大きく貢献する、これも地方の大学の活性化の一つではないかというふうに思います。

私どもは生活文化先進国づくりというものを従来から提唱しておりますが、国民の価値観が経済優先から生活志向へ移行しつつある今、大学が地域住民に多様なサービスを提供することは非常に意味のあることだと思っております。また地域の産業と一体となって、地域社会に貢献できる産学協同を推進できるのではないかと思いますし、またそのためには、もともと大学と自治体との風通しをよくする意味で、定期的な協議をする場を設けることなどはすぐにでもできるのではないかと考えております。先ほど、大学の自治ということもありましたけれども、政府と自治体としても、産学官の協力による環境整備、これは進めるべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○前畑政府委員 大学と地元の地方公共団体とが連携を密にする、あるいは行革審の答申で指摘されておりますように、相互の交流、疎通を図るということは大変大事なことであり、このように受けとめておりますが、大学側が必ずしもそれに積極的ではないという一つの問題としてございます。

のは、御案内かと思いますが、企業からはお金がもたらえるけれども、地方公共団体からはお金がもたらえないという問題がございます。そういう点についても大学側はいろいろ私どもに要望をもちましておりませんが、なかなか難しい問題があることは御理解を賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほどお答えいたしましたように、行革審答申の趣旨を十分関係者に理解を深めてまいりたい、このように考えております。

○柳田委員 今回の法案の中で財務センターが創設されるわけでありませうけれども、国立大学の施設の老朽化、狭隘化に対する措置というふうに感じております。今この国立大学の施設の老朽化その他で、目的といえますか目標とします施設を新しくするというのを考えた場合に、総額としてどれぐらいのお金が、予算がかかるものなのでしょうか。それと同時に、今回の法案でそのうちのどれぐらいが手当てができるかと考えになっておりますでしょうか。

○鳩山国務大臣 私は数字のことはわかりませんが、そういう数字は政府委員はお答えをできるものであろうかと思いますが、例えば老朽化、狭隘化と言葉で言うのは簡単なのですが、じや、どこまで解消すれば解決かということ。すなわち、私どものう東京大学の工学部、理学部を見て、これはもう間違いない狭く危険で、それこそ事故が起きて当然というような状況にありますから、例えばこれを改善するのにどの程度までやれば改善なのかというのは、先ほど基準の話がありました、もうこの基準は変えなければなりません。例えば部屋が学生さんや研究者がふえて狭くなる。留学生もふえてくる。そうしますと、大型の実験器具がますますふえていく。そうするとデスクのスペースがなくなりますね。それで今柳田先生がおられるその質問席のテーブルぐらいのところまで五人ぐらいの人が書き物をするというような状況になつておりました、部屋があれば倍になつて解決と言えるのかな、三倍になれば解決なのかなと

いう、実際にはなかなか難しいものがあると思っております。しかも設備の方の老朽化ということも考えますと、いわば最先端設備をきちんと整備できて初めて問題解決というふうに読める部分もありません。それから、老朽化、狭隘化から脱するということと、もうこれでよしというところまで、特に理科系であるならば、科学技術立国のための基盤ができたと言えらるほどの設備をつくり上げるというところの境目をどこで読むかとか、私自身はその辺の境目をなかなか引けないと思っております。

無限とは申しませんが、やらなければいけない仕事は相当ありまして、先ほどから老朽化、狭隘化対策を特別施設整備事業でやらなければ何にもなくなってしまうのじやないか、ほかから出てこないのじやないかという御質問がありましたが、これは当然一般会計から特別会計への繰り入れということで、いわゆる設備の近代化に対しても大きなお金をちょうだいしなければならぬと思っております。

○前畑政府委員 予定いたしております一千億の事業費で改築できる面積が約三十五万平米と考えておりました、これは現在緊急に整備を要する面積約七十万平米の約五〇％、このように考えております。

○柳田委員 今のお答えは、今回の法案でそれだけ出るといっても含まれておりますでしょうか。

○前畑政府委員 御提案いたしております法律案によりまして特別施設整備資金を財源としての特別施設整備事業につきまして、当面二百億の五カ年計画、一千億という事業費で考えておるわけでございますが、その一千億によって改築できる面積が三十五万平米ということでございます。

○柳田委員 要するに、まだまだ足りない。一生懸命どこから財源を持ってこなければ対応がきかないのではないかなというのだけはよくわかりました。先ほど大臣がお答えになりましたように、どれだけやればいいのかというの理解はできません。

ちなみに私がおりましたときの水槽は、海軍時代の持ち物を使って学生時代実験をやっておりましたので、学生というの大変粗末な、昔からある施設を使って最先端の技術を生み出さなければならぬという大きな課題があるのかなと思いつつ実験をやっていたのですけれども、これはさておきまして、どうにかして直さなければならぬということ、もう文部省さんも御認識のほどだということに思いますが、本場に不十分だということも文部省さんが一番御理解をされているはずだということに存じます。

今回の財務センターの創設ということは、多分大阪大学の移転という偶発的要素に伴う収入を財源にしているのではないかなというふうに我々は推測するわけでありませぬけれども、緊急避難という意味では、それなりに必要な措置であろう、また重要であろうというふうには思いますが、先ほどの大臣の御答弁のとおり、一朝一夕といまはさかすかそんなには手当てができません。長い時間かかってやっていたいかなくちやだめだということなのですけれども、恒常的といえますか長期にわたる計画をどのようにお持ちなんでしょうか。

○前畑政府委員 御指摘のように、大阪大学の医学部が移転をしたということをとらえまして、当分の間の事業として特別施設整備資金を置き、特別施設整備事業をやらしていただきたい、こう考えております。それで、先ほどお答えいたしましたように、約一千億超の資金が得られようかと考えております。

さらに、これから先はかなり予測になりますが、大阪大学につきまして、やはり中之島の近くに附属病院がございます。これも近々に移転が完了いたします。これは医学部の跡地を上回る面積がございますので、これにつきましても、さらに一千億超の資金が予定できるのではなからうか、このように考えておるところでございます。

○鳩山國務大臣 今の柳田先生のお話については、しつこいようですが、老朽化、狭隘化問題を解決しませんと、まさに先生が研究しておられたところ

ろを私はきのう見てきたのであらうと思いが、酸素ボンベが部屋の中にあるのですね。何かわきでたばこを吸って大丈夫かなというふうな感でございませぬし、有機化学の方も、何かいろいろな液体を流して、水槽が置いてありますけれども、においぶんぶんで何か呼吸がおかしくなるのではないかと、もう文部省さんも御認識のほどだということに思いますが、本場に不十分だということも文部省さんが一番御理解をされているはずだということに存じます。

ただ、長期の計画ということになりますと、いわば我が国の研究予算、学術研究予算を倍増するという科学技術会議の決定や、それを後押ししていただくという自民党を初めとする各党の皆様方のさまざまな見解、これからの科学技術立国を目指す日本が何をしたいかということ、もちろん役所であれば文部省だけでなく科学技術庁もあるいは通産省も絡んでくることだろうと思いが、そういうことの一環としてこれをとらえていただく、とにかく人づくりと科学技術立国のためにはお金を惜しんではいけないんだ。それが正しい政治のプライオリティーのつけ方だということ、十二分に皆さんに御理解をいただいて、それを実行していくということがいわば長期計画の第一歩なんだろうと思いが。

○柳田委員 精神論としては私もそれで大変すばらしいと思うのですが、具体的にどうするんだ。正直言って、既にもう改築してほしい、新しい施設を買ってほしいということ、多分いろいろなところから出てきているはずだと思いが。先ほどの御答弁の中で二百億、一千億、いろいろありましたが、多分それでは焼け石に水と言つては怒られるかも知れませんが、大変お困っているのではないかと。それじゃ、お金がなくてできるか、予算がなくてできるかというわけにもいかないのですが、簡単にどこから持ってくるかといけませんと、予算編成の段階のシリングというのを撤廃して、文部省の予算だけと

いうのも一つの手としては考えられるのですが、これすらも大変難しい状況にあるというのにも聞いておられます。なぜ文部省だけだ、ほかに高齢化社会もあるではないかと、御意見もありません。非常に難しいとは思いますが、何か目標が、これぐらいまでには、今皆さんからたくさん要望が出てきているはずなので、半分ぐらいはかなえられるように努力したいというのでも何かございませぬでしょうか。要するに、皆さんからいろいろこういうふうにしてほしい、こういうものをやっしてほしいということが出ているはずですけれども、その半分ぐらいは今世紀中にはめどを立てたいと思いが、努力しますということぐらいは言えませぬでしょうか、予算の措置は別として。

○前畑政府委員 今関係者が一番要望いたしておられますのは、施設の整備の問題、それから大学院の博士課程の充実の問題、この二つではなからうかと思つております。もとより研究費の増という事はございませぬが、施設の問題については、御審議いただいております財務センター、この財務センターの機能を活用しての特別施設整備資金の設定と特別施設整備事業ということで、見通し的には二千億程度の資金は見通しができるといふふうに考えております。

大学院の充実の問題につきましても、これも大臣からも先ほど御答弁がございましたが、特に博士後期課程の充実ということで、今私どもの方でも育英事業の新しい取り組みについて検討を進めておるところでございますが、予算の問題あるいは学部等との関連の問題等いろいろな問題がございませぬ。

当面の課題としては、御提案させていただいておりますこの法律案によりまして施設の整備について全力を挙げて対処をしてみたいと思いが、お困るところでございませぬ。

○柳田委員 大変難しいというお答えだろうと思いが、この法律案によりまして施設の整備について全力を挙げて対処をしてみたいと思いが、お困るところでございませぬ。

動や環境保全のために預金の利子の一部を海外援助するという制度があるというのには御存じだと思いが、これすらも大変難しい状況にあるというのにも聞いておられます。なぜ文部省だけだ、ほかに高齢化社会もあるではないかと、御意見もありません。非常に難しいとは思いますが、何か目標が、これぐらいまでには、今皆さんからたくさん要望が出てきているはずなので、半分ぐらいはかなえられるように努力したいというのでも何かございませぬでしょうか。要するに、皆さんからいろいろこういうふうにしてほしい、こういうものをやっしてほしいということが出ているはずですけれども、その半分ぐらいは今世紀中にはめどを立てたいと思いが、努力しますということぐらいは言えませぬでしょうか、予算の措置は別として。

○鳩山國務大臣 私はまだ特にアイデアを持っておりませぬから、すばらしい案がありましたらぜひお教えを願いたいと思つておりますが、先ほどから山原健二郎先生の御質問にもお答えをいたしましたように、その前のときにもお答えをいたしましたように、昨年暮れの財政審の答申というのですけれども、それをややひねられて読んでみれば、高等教育あるいは学術研究の予算はかなり厳しい状況にあつて、これではいけないから、それに比べて初中国関係の予算は比較的厚目であつたから、初中国関係の予算を引つべがして高等教育へもう少し厚目につけたらどうだろうというふうな読み方ができないわけでもないのですが、そういうことだけは絶対に実行されては困るわけでございます。基礎・基本を教える義務教育から高等学校までのものと高等教育は、それは社会へ出るための準備でもありませぬが、我が国が科学技術立国として世界にそういう面で貢献していくための重大な基盤をつくるものであると考えるならば、初中教育も極めて重要、高等教育も両方重要であつて、どっちのお金をどっちへ移せばいいというのではございません。したがって、一般的に考えて、高等教育の充実を図らうといふならば、教育全体、文部省全体の拡充を図つていかねばならぬと思いが、そのためには一工夫、二工夫、大きな工夫をしていかねばならぬ。それは場合によってはシリング外しというふうな形になつていくであらうと思いが、先

ほど私が申し上げた、例えば科学技術会議の言う
学術研究予算の倍増ということを考えれば、当然
今のシーリングの範囲内では絶対に行えないこと
でございまして、どこかで今までのような予算
編成の枠組みを変えていただかないと、我々の目
標とか目的は達成できないと考えております。

○柳田委員 もう時間がなくなりましたので、最
後の質問をいたしますけれども、大学における教
養課程のことであります。

私も大学に行きまして教養課程を受けたわけで
ありますが、ほぼ高校の延長だというふうな感
じを持ったのですけれども、最近、特にいろいろ
なところで専門の分野の方も入ってきておるよう
に聞いておるのですが、ただ、これも教養課程、一
年生、二年生だろうかと思うのですが、まだしつ
くり理解がいけないところがあるのですけれど
も、大学における教養課程についてはどのような
見解を持っていらっしゃるのか、お聞かせ願いた
いと思っております。

○鳩山国務大臣 設置基準を大綱化して、いわゆ
る教養課程と言う方がわかりやすいのですが、一
般教育と専門教育の境をなくして、その辺は自主
的にすべて各大学が編成をしてくださというふ
うに委えたことは、一般教養科目を軽視したこと
ではないので、むしろ妙な、無理に線引きをする
ことがかえって有機的な関連を失わせているとい
う面も強いということ、それぞれ自主的にお任
せをしようという形にしたわけでございまして。も
ちろん、これはそれぞれの大学の判断があろうと
思うのです。一般教養、リベラルアーツと言われ
るものは高校の延長だから無意味だというふうな
ことをお考えになる大学もあろうかと思えます。
しかし大学は、まず専門教育をやる前に、人間と
して幅広い知識を身につける方が重要だという考
え方をとる方もおられます。その辺について
は、各大学に個性というか、それぞれ相違点があ
っても、これからはいいのではないかと考えて
おります。

す。特に気にかかると、理工系と文系の教養課
程のとらえ方が、また若干我々はどうなのかと
いう気がするのですが、これは今の考えでいくと
どちらも同じように包括できるかと思うんですけ
れども、授業を受ける立場からすると大分違うよ
うな気がするんですけれども、いかがでしょうか。
○鳩山国務大臣 その点は、私は文科系を出て、
先生は理科系をお出になつたんでしようから、私
がよくわからない点はまた先生から教えていただ
きたいと思っておりますが、あえてちょっとだけ私見を
申し上げます、ノーベル賞を取られた福井謙一先
生が、I型人間というものは存在し得ないので、
T字型人間しか成功しないというのを新聞に書
かれていたことがあります。それは、T字型とい
うのは、逆から見ると狭いのですが、間口が広く
ないと、専門で研究していても奥まで、深いと
ころまで行けないんだ、だから自分は自分の研究
分野以外にいろいろな趣味があったからノーベル賞
をもらえたんじゃないかということを書いておら
れたわけで、間口が狭くて専門ばかりだったら、T
の字のように伸びないで途中で挫折してしまっ
てしまつて、深く掘り下げることができなくて、
大きな成果を上げることができないということを
福井謙一先生が書いておられて、私も非常に共鳴
をしたことがあります。

また、著者は忘れましたが、外国人の書かれた
もので、「科学と文学」というような本でありまし
たでしょうか、有名ないわゆる物理学者等は趣味が
文学であったりする、あるいはノーベル賞を取る
ような文豪の趣味が数学であったりする、その
うふううに人間は幅広いといかぬよといふこ
とを盛んに書いた本を読んだこともございまし
て、人間はやはりそう単純にはできていない、相
当幅広い存在なんではないか。人間の本来の姿と
いうのは非常に多面的な能力を持っているもので
あって、そのいろいろな能力が有機的にかみ合わ
さったときに本当の能力を発揮するというふう
に考えれば、それぞれの大学で一般教養と専門との
有機的な一番いいと思われる絡み、関連性という
ものを見つけていただくのが本筋ではないかと存
じます。

○柳田委員 時間になりましたのでやめますが、
私の聞いたところによりますと、ある数学の大家
で世の中に通貨があるというのを知らなかつた方
もあるというお話を聞いたことがあるのです。教
養課程の大事さというのには身にしみてわかつてお
りますので、今後予算獲得に向けて御尽力をお願
いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。
これにて本案に対する質疑は終了いたしましたし
た。

○伊藤委員長 この際、本案に対し、山原健二郎
君から修正案が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。山原健二郎
君。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部
を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○山原委員 私は、日本共産党を代表して、ただ
いま議題となつております国立学校設置法及び国
立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対
し、修正の動議を提出いたします。その内容はお
手元に配付されております案文のとおりでござい
ます。

国立大学の教育、研究環境の荒廃、とりわけ切
実な問題の一つとなつておる老朽、狭隘な施設を
解消するために特別施設整備資金制度を設けるこ
とについては必要な措置だと考えます。

問題は、その特別施設整備事業の財源が特定学
校財産の処分収入に限定されているという点で
あります。老朽、狭隘施設の解消を抜本的に進め
るとなれば、それに応じて大規模に大学の財産処
分を行わなければならないということにならざる
を得ません。

国立学校財務センターは、各国立学校に財務改
善に関する自助努力を迫り、特に国立大学の財産
処分を促進するという側面を持つ機関です。セン
ターによる大学移転跡地などの財産処分は、国立
学校の財務の改善に資するために行われることか
ら、処分収入をできるだけ大きくしようとし、公
共の用に供するより民間への払い下げ優先となる
懸念があります。特に、特別施設整備事業が特定
学校財産の処分収入に限定されているものでは、
その危険は一層大きいものと考えます。これは国
土政策、地価対策という点からも大きな問題を
持っています。

修正案は、こうした政府案の問題点の是正を図
るものですが、その概要は次の二つの柱から成っ
ております。

第一は、国立学校財務センターを設置する条項
を削除するものです。

第二は、特別施設整備事業の財源として、特定
学校財産の処分収入だけでなく、一般会計からの
繰入金をも充てる仕組みとしたことです。そのた
めに、国立学校特別会計を当分の間、一般勘定と
特別施設整備事業勘定に区分し、特別施設整備資
金を特別勘定に設置いたします。その財源として、
財産処分収入や借入金などとともに一般会計から
の繰入金を充てることとしております。

我が党としては、築三十年以上の老朽施設
を基本的に五カ年で解消すべきと考えます。これ
に必要な財源として、財投資金からの借入金二百
億円のほかに一般会計から初年度分千三百億円の
繰り入れを見込んでいます。

なお、学部改組関連では、神戸大、京都大の改革
で一般教育が軽視される懸念や学内民主主義を尽
くす点で不十分を残した点など問題点は少な
くありませんが、修正の対象とはしていません。
以上が本修正案の提案理由であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い
申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わらしまし

た。
この際、本修正案について、国会法第五十七條の三の規定により、内閣において意見があればお述べいただきたいと存じます。
○鳩山国務大臣 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としては反対であります。

○伊藤委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。
山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党を代表しまして、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。
大学の教育、研究環境の荒廃が大学関係者のみならず財界団体、マスコミなど各方面から深刻な問題として指摘されています。その打開の方策として共通して強調されていることは、教育、研究、学術予算について臨調行革のシーリングの枠を外し、関連予算を抜本的に増額し、高等教育に対する公財政支出を対GNP比で他の先進国並みにすべきだということであり、ところが、本改正案の基調は、こうした大学危機打開の本筋からそれ、国立大学に自助努力を迫るものとなっております。老朽、狭隘施設の解消事業についても、特別施設整備事業の財源を大学移転跡地などの財産処分収入に限定しています。今日の事態に対応するには、特定学校の財産処分収入だけでは不十分であり、一般会計からの思い切った繰り入れが当然必要となります。

緊急に実施される特別施設整備事業の財源について、特定学校財産の処分収入に限定することを法律上明記することは、老朽、狭隘施設の整備は財産処分収入で賄うのが基本という法的根拠を財政当局などを与えることになりかねません。
国立学校財務センターがこうした財政的な縛りのもとで、国立大学に財務改善に関する自助努力を迫り、大学の財産処分を促す機関として設置さ

れることは、各大学の自治権の侵害につながる危険性を持っています。しかも、センターによる特定学校財産の処分に当たっては、「国立学校の財務の改善に資する」と法律に規定されており、処分収入をできるだけ大きくしようとすると民間への払い下げや土地信託などが優先される懸念があります。このため、地価抑制や緑地、公共用地確保などの国民的要求が軽視され、国土政策、地価対策などの面で否定的影響を及ぼすおそれがあります。国立大学の土地切り売り促進機関となりにかたない性格を持つセンターの設置には反対せざるを得ません。
相次ぐ大幅な学費値上げで国立学校特別会計に占める学生納付金の比重が年々増大し、一般会計からの繰入率が制度発足当時の八割台から今や六割程度に落ち込んでいます。国立大学の財務の困難の根本原因はここにあり、そこにメスを入れず、国立学校の自助努力を促す仕組みをつくることは、独立採算制をとるものではないとした国立学校特別会計制度の基本的性格に背き、その変質をさらに進めることとなります。

学部改組問題もありますが、総じて国立学校財務センターの設置を含む改正案に賛成することはできません。これが本法案に対する反対の理由であります。
以上で討論を終わります。
○伊藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○伊藤委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。
まず、山原健二郎君提出の修正案について採決いたします。

(賛成者起立)
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○伊藤委員長 起立少数。よって、山原健二郎君提出の修正案は否決されました。
次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○伊藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊藤委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中山成彬君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党の四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。吉田正雄君。
○吉田(正)委員 私は、提出者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うこと。
一 国立学校財務センターが大学教育・研究の充実を目的に設置されるものであることにかんがみ、その業務の遂行に当たっては、各大学の自主性を尊重し、地域社会とも協調しつつ、公正・適切な運営に努めること。
二 特別施設整備資金が、国立学校特別会計の一層の充実を図るために置かれるものであることにかんがみ、引き続き国立学校特別会計への一般会計からの繰入れの確保その他必要な諸条件の整備に努めること。

三 新たな時代の要請に応える大学院の研究・教育体制の質的向上を図るため、学位授与の円滑化のための積極的施策を講ずるとともに、奨学金制度の改善充実及び特別研究員制度の拡充に努めること。
四 特定大学偏重の社会的風潮を是正するため、地域の国立大学の特色ある発展を目指した教育・研究体制の整備に努めること。
五 大学入学者選抜のあり方については、受験

生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。
以上でございます。

その趣旨につきましても、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○伊藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。
この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。

○鳩山国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと考えております。

○伊藤委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
(報告書は附録に掲載)

○伊藤委員長 内閣提出、長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。鳩山文部大臣。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営

のために必要な特別措置に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○鳩山園務大臣 このたび、政府から提出いたしました長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年六月、平成十年に開催される第十八回オリンピック冬季競技大会の開催地が長野市に決定いたしました。

政府といたしましては、招致に当たり、平成元年に閣議了解を行っているところであり、さらに、開催決定後、大会の準備及び運営を行う財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会の理事に内閣官房長官及び文部大臣が就任しているほか、平成四年二月には、長野オリンピック冬季競技大会の準備に関し国の施策に関連する事項について連絡調整を図るため、長野オリンピック冬季競技大会準備対策協議会を設置し、国の協力体制を確立したところであります。

今回の法律案は、同大会の円滑な準備及び運営に資するため、このような政府による支援の一環として必要な特別措置を定めようとするものであり、その内容の概要は、次のとおりであります。

第一は、この法律案の趣旨が、同大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものであることを明らかにしたものであります。

第二は、寄附金付郵便葉書等の発行の特例を定めるものであります。お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、同法に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとするものであります。

第三は、組織委員会の職員に係る退職手当の特例等を定めるものであります。組織委員会に対しては、国家公務員及び地方公務員が派遣される予

定であり、これらの職員について、国家公務員退職手当法、国家公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定の適用の特例を定めるとともに、組織委員会の理事等は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十二日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十七分散会

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

- 第一条中目次の改正規定を削る。
- 第一条中第二条第一項の改正規定を削る。
- 第一条中第三章の五の次に一章を加える改正規定を削る。
- 第一条のうち附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に一項を加える改正規定を削る。
- 第二条を次のように改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)
 第二条 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第一項に見出しとして、「(施行期日等)」を付する。
 附則第二項の前に見出しとして、「(経過措置)」を付する。
 附則中第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十八項とし、第十一項から第十三項まで

を十四項ずつ繰り下げる。
附則第十項の前に見出しとして、「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第二十四項とする。

附則第九項中「この会計を」「一般勘定」に改め、「国立学校の移転」の下に「(特別施設整備事業として行うものを除く。)」を加え、「用地の取得費を」「施設費」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第八項の次に次の十四項を加える。
(勘定区分等)

9 国立学校の施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不相当である状態を解消することを目的として緊急に実施される国立学校の施設の整備(国立学校の移転による整備を含む。)に係る事業であつて文部省令で定めるもの(以下「特別施設整備事業」という。)の円滑な実施を図るため、この会計を、当分の間、一般勘定及び特別施設整備事業勘定(以下「特別勘定」という。)に区分し、特別勘定に特別施設整備資金(以下「資金」という。)を置き、特別勘定からの繰入金をもつてこれに充てる。

(特別勘定の歳入及び歳出)
10 特別勘定においては、第三条の規定にかかわらず、一般会計からの繰入金、特定学校財産(一般勘定に属する国立学校財産のうち、国立学校の移転その他政令で定める事由に伴い不用となるもので、一般勘定から特別勘定に所属替をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するもの)をいう。以下同じ。の処分収入、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業のための借入金及び特別施設整備事業に係る附属雑収入をもつてその歳入とし、特別施設整備事業に要する経費、特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子並びに資金への繰入金をもつてその歳出とする。

11 前項に規定する一般会計からの繰入金は、特別施設整備事業の円滑な実施に必要な金額を、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

12 附則第十項に規定する一般勘定に属する国立学校財産の特別勘定への所属替は、無償として整理するものとする。

13 附則第九項に規定する特別勘定からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

14 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、特別勘定の歳入に繰り入れることができる。

15 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、特別勘定の歳入歳出外として経理するものとする。
(歳入歳出予定計算書の添付書類)
16 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第四条の歳入歳出予定計算書には、当該年度の資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。
(借入金)
17 特別勘定においては、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があるが、かつ、特定学校財産の処分収入をもつて償還することができると見込みがあるときは、政令で定めるところにより、特別勘定の負担において、第七条第一項の規定の例により借入金をすることができ。

18 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、特別勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じたときはこれを資金に組み入れ、不足を生じたときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別勘定の歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

19 附則第九項の規定により資金が置かれてい
る場合においては、第十三条の歳入歳出決定
計算書には、当該年度の資金の増減に関する
実績表を添付しなければならない。
(資金の運用)

20 資金は、資金運用部に預託して運用するこ
とができる。
(読替規定)

21 附則第九項の規定によりこの会計が一般勘
定及び特別勘定に区分されている場合におい
ては、第五条中「この会計の歳入歳出予算は」
とあるのは、「この会計の歳入歳出予算は、一
般勘定及び特別施設整備事業勘定に区分し、
各勘定において」と、第七条、第八条及び第
十二条中「この会計」とあるのは、「一般勘定」と
する。

22 附則第九項の規定により資金が置かれてい
る場合においては、第六条第二項中「歳入歳
出予算計算書」とあるのは、「歳入歳出予算計
算書及び附則第十六項の書類」と、第十四条
第二項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは
「歳入歳出決定計算書及び附則第十九項の書
類」とする。

附則第五項及び附則第六項を削り、附則第四項
を附則第七項とし、附則第三項の見出しを削り、
同項中「改正後の設置法第九条の五第一号」を「改
正後の特別会計法附則第十項」に改め、同項を附
則第六項とし、附則第二項中「及び次項」を削り、
同項の次に次の三項を加える。
(国立学校特別会計の勘定区分に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の国立学校特別会
計法(以下「改正後の特別会計法」という。)の
規定は、平成四年度の予算から適用し、平成三
年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に
関しては、なお従前の例による。この場合にお
いて、国立学校特別会計の平成四年度の歳入に
繰り入れるべき金額があるときは、同会計の一
般勘定の歳入に繰り入れるものとする。

4 平成四年六月三十日までに収納した国立学校
特別会計の平成四年度の歳入に属する収入は同
会計の一般勘定の同年度の歳入と、同日までに
同会計の同年度の予算(暫定予算を含む。)に基
づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年
度の予算に基づいてした債務の負担又は支出と
みなす。

5 この法律の施行の際、第三条の規定による改
正前の国立学校特別会計法による国立学校特別
会計に属する権利義務は、政令で定めるところ
により、同会計の一般勘定に帰属するものとす
る。
本修正の結果必要とする経費は、初年度約一千
三百億円の見込みである。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運
営のために必要な特別措置に関する法律案
長野オリンピック冬季競技大会の準備及び
運営のために必要な特別措置に関する法律
(趣旨)
第一条 この法律は、平成十年に開催される長野
オリンピック冬季競技大会(以下「大会」とい
う。)の円滑な準備及び運営に資するため必要
な特別措置について定めるものとする。
(寄附金付郵便葉書等の発行の特例)

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和
二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に
規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第一項に
規定するもののほか、財団法人長野オリンピッ
ク冬季競技大会組織委員会(以下「組織委員会」と
いう。)が調達する大会の準備及び運営に必
要な資金に充てることを寄附目的として発行す
ることができる。この場合においては、組織委
員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適
用する。
(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)
第三条 組織委員会の職員(常時勤務に服するこ
とを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律
第八十二号)第七条の二第一項に規定する公
庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。
2 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公
務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十
八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫
等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組
合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百
十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職
員とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合
法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合
法第四百十条の規定を適用する。
3 組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法(明
治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用
については、法令により公務に従事する職員と
みなす。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
理由
長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及
び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行
の特例を設ける等の必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

文教委員会議録第二号中正誤
ページ 段行 誤 正
三二二 父兄 保護者
同 第三号中正誤
ページ 段行 誤 正
九一〇 教科書 教科書
三四 超旨 趣旨

平成四年四月二十七日印刷

平成四年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局